

# I 開催要綱 Outline of The 37th Tokyo Motor Show

## 1. 名 称 Name of Event

第37回東京モーターショー - 乗用車・二輪車 - ( 2003年 )  
The 37th Tokyo Motor Show - Passenger Cars & Motorcycles - ( 2003 )

## 2. 主 催 Organizer

社団法人 日本自動車工業会 Japan Automobile Manufacturers Association, Inc.(JAMA)

## 3. 共 催 Co-sponsors

社団法人 日本自動車部品工業会 Japan Auto Parts Industries Association (JAPIA)  
社団法人 日本自動車車体工業会 Japan Auto-Body Industries Association, Inc.(JABIA)  
社団法人 日本自動車機械器具工業会 Japan Automotive Machinery and Tool Manufacturers Association (JAMTA)

## 4. 総 裁 ( 予定 ) Patron (Preliminary)

寛仁親王殿下 H. I. H. Prince Tomohito of Mikasa

## 5. 会 長 Chairman

社団法人 日本自動車工業会会长 Chairman, Japan Automobile Manufacturers Association, Inc.(JAMA)

## 6. 会 期 Dates

平成 15 年 10 月 24 日( 金 ) ~ 11 月 5 日( 水 )	Oct. 24 (Fri.)	Nov. 5 (Wed.), 2003
( 1 ) 報道関係者招待日 ... 10 月 22 日( 水 ) 23 日( 木 )	Press Days .....	Oct. 22 (Wed.) and 23 (Thu.)
( 2 ) 特別招待日( 開会式 ) ..... 10 月 24 日( 金 )	Special Guest Day and Opening Ceremony .....	Oct. 24 (Fri.)
( 3 ) 一般公開 ... 10 月 25 日( 土 ) ~ 11 月 5 日( 水 )	General Public Days .....	Oct. 25 (Sat.) Nov. 5 (Wed.)

## 7. 開催時間 Hours

( 1 ) 報道関係者招待日 ... 9 時 00 分 ~ 18 時 00 分	Press Days .....	9:00	18:00
( 2 ) 特別招待日( 開会式特別招待者 ) ... 9 時 00 分 ~ 18 時 00 分	Special Guest Day		
" ( 一般招待者 ) ..... 12 時 30 分 ~ 18 時 00 分	Opening Ceremony Guests .....	9:00	18:00
( 3 ) 一般公開日( 平日 ) ..... 10 時 00 分 ~ 19 時 00 分	Other Guests .....	12:30	18:00
" ( 土・休日 ) ... 9 時 30 分 ~ 19 時 00 分	General Public Days		
( 時間は止むを得ない場合は変更し、時には入場を制限することがあります )	Week days .....	10:00	19:00
	Saturdays and Holidays .....	9:30	19:00

(Admission time and number of visitors admitted are subject to change)

## 8. 入 場 料 Admission Fees

一般 1,200 円( 前売 1,000 円 )	Adults ¥1,200 (inc. senior high school students) (Advance tickets:¥1,000)
小・中学生 600 円( 前売 500 円 )	Elementary and junior high school students ¥600 (Advance tickets:¥500)

## 9. 会 場 Location

千葉市・幕張 幕張メッセ 日本コンベンションセンター Makuhari Messe (Nippon Convention Center), Makuhari, Chiba City

## 10. 後 援 ( 予定 ) Support (Preliminary)

外務省、経済産業省、国土交通省、東京都、千葉県、千葉市、国際自動車工業連合会( OICA ) 日本貿易振興会( ジェトロ )  
Ministry of Foreign Affairs/Ministry of Economy, Trade and Industry/Ministry of Land, Infrastructure and Transport/Tokyo Metropolitan Government/Chiba Prefectural Government/Chiba Municipal Government/Organisation Internationale des Constructeurs d' Automobiles (OICA)/Japan External Trade Organization(JETRO)

## 11. 協 賛 ( 予定 ) Cooperation (Preliminary)

日本自動車輸入組合、日本電動車両協会、日本自動車研究所、日本自動車会議所、自動車技術会、日本自動車販売協会連合会、日本道路公団、首都高速道路公団、全日本交通安全協会、日本自動車連盟、日本損害保険協会、全日本トラック協会、日本バス協会、全国軽自動車協会連合会、日本自動車整備振興会連合会、板硝子協会、日本アルミニウム協会、特殊鋼俱楽部、日本ゴム工業会、日本自動車タイヤ協会、石油連盟、電池工業会、日本鉄鋼連盟、日本電機工業会、日本電球工業会、電子情報技術産業協会、日本塗料工業会、日本ばね工業会、日本ファインセラミックス協会、日本プラスチック工業連盟、日本ペアリング工業会、日本陸用内燃機関協会( 順不同 )  
Japan Automobile Importers' Association, Japan Electric Vehicle Association, Japan Automobile Research Institute, Inc., Japan Automobile Chamber of Commerce, Society of Automotive Engineers of Japan, Inc., Japan Automobile Dealers Association, Japan Highway Public Corporation, Metropolitan Expressway public Corporation, Japan Traffic Safety Association, Japan Automobile Federation and 22 other organizations.

## II 出品にあたって

### 1. 出品者の資格

東京モーターショーは、製造業者の出品参加により開催されます。

次の資格を有し、(社)日本自動車工業会 モーターショー統括部(以下事務局という)の認めた会社のみ出品することができます。

1) 乗用車・二輪車……当該国の自動車工業会の正会員である製造業者、および国土交通省の型式指定を受けた製品の製造業者

2) 部品・機械器具・関連商品… 共催団体 の正会員(平成14年10月18日現在)

上記以外の自動車部品・機械器具・関連商品の製造業者およびその団体代理者(事務局の認めた団体を含む)を通して申し込む場合には、事務局は代理者を通じて連絡を行ない、代理者は全てに対し責任を負うものとします。

共催団体((社)日本自動車部品工業会、(社)日本自動車車体工業会、(社)日本自動車機械器具工業会)

### 2. 出品料

1) 出品料は部門毎に下表の通りとします。

出 品 区 分	単 位	金 額
(A) 乗用車	1m <sup>2</sup>	26,000円
(B) 二輪車	1m <sup>2</sup>	26,000円
(C-1) 部品・機械器具・関連商品(共催団体の正会員)	1小間=約9m <sup>2</sup> (2.97m×2.97m)	309,000円
(C-2) 部品・機械器具・関連商品(上記以外のもの)	1小間=約9m <sup>2</sup> (2.97m×2.97m)	374,000円

上記料金に消費税が加算されます。

2) 出品料は全て日本円でお支払い下さい。

### 3. 出品の申し込み

1) 出品申し込みは、平成14年10月18日(金)までとします。申し込みに当たっては所定の出品申込書正副2通と出品申し込み金(出品料の1/2)をお支払い下さい。申し込み金の納入をもって正式受付けとします。この申し込み料金は小間割決定後、出品料金に算入します。但し、申し込み小間取得の保証にはなりません。

希望した面積を取得出来なかった場合、或いは申し込み面積が全く取得できない場合は、申し込み金の精算をします。但し利息はつけません。

2) 出品料の残金は小間割が決定した後、小間面積に応じて請求書の支払期日までに精算願います。申し込み者はこれにより小間使用の権利を取得します。申し込み者が期日までに残金の精算をしないときは、申し込みを取り消したものと見なします。

3) 出品申し込み多数の場合、申し込み面積を削減することもありますので予めご了承下さい。

4) 事務局は、申し込み受付の保留、拒絶、小間面積の制限をしてもその理由を示しません。

5) 出品者が申し込みを取消した場合、既納の出品料は一切返却しません。

6) 出品者が平成15年10月21日(火)までに割当小間を使用しないときは、出品を取消したものと見なし小間は適宜処分致します。

7) 出品申し込み期間中において、破産・和議・会社整理・民事再生法または会社更生法手続中である者、または金融機関から当座取引停止処分を受けている者は、申し込みを受理しません。(受理後上記事実が判明、或いは新たに発生した場合には申込を取消します。この場合既納の出品料は返却しません。)事務局が上記に等しいと認めた場合も同様な取扱いとします。

8) 共同出品や隣接配置を希望する申し込み者は、その対象となる出品社名を必ず出品申込書にご記入下さい。

同一部門の両者から同意がある場合、事務局では可能な範囲で希望を考慮した小間割配置を行います。但し出品申込締切日を過ぎてからの申し出は一切お受けできません。

9) 出品申し込み金・出品料等を銀行振込みする場合には、次の銀行とします。この場合振込手数料は出品者の負担でお願い致します。

取引銀行名: 東京三菱銀行 新丸の内支店(店番422)

銀行口座名: 普通4344678 社団法人日本自動車工業会

#### 4 . 小間の割当

- 1 ) 各部門ごとの展示ホールの配置は、出品物の種類、各部門の総申込面積及び会場の物理的な条件等を勘案して事務局が決定します。
- 2 ) 出品者の小間面積は、出品申し込みの締切後、各展示ホールの展示使用可能面積を前提に前回までの出品実績を勘案し、事務局が調整し決定します。
- 3 ) 小間の割当は、館内主要通路の確保及び展示ホールに対する適正な割当面積等を勘案しますが、大型小間の場合、通路により小間が分割されることがあります。
- 4 ) 乗用車・二輪車部門で同等面積の会社間では、抽選等により事務局が調整し決定します。
- 5 ) 出品者は小間の割当に対して苦情の申し出は一切できません。
- 6 ) 小間割決定後、なお小間に余裕が生じた場合（取消しによって空白となった小間等）は再度割当てことがあります。
- 7 ) 出品者は、割当られた小間の全部または一部を、有償、無償にかかわらず第三者に譲渡、貸与することはできません。また、出品者相互間において交換することもできません。
- 8 ) 小間割決定後であっても重要な理由に基づく場合には、小間割を一部変更することがあります。出品者は、この変更を理由に出品の取消しや賠償請求等苦情の申し立てはできません。

#### 5 . ショー会場及び小間の展示・装飾

- 1 ) ショー会場の全般的な装飾（展示部門表示、部品部門基礎小間、その他案内表示等）は、事務局が行います。
- 2 ) 個々の小間の装飾は、それぞれの出品者が行なって下さい。すべての展示設備及び装飾について、出品者は千葉市火災予防条例に基づき制定された諸規則に従って下さい。
- 3 ) 小間内に設ける展示施設物の材料、大きさ、その配置、音響機器類の使用基準、その他各部門の展示施工上の諸規則は、「 全部門に共通する規程」および、「各部門（ 、 ）の規程」に従って下さい。
- 4 ) 小間内で使用する電気、通信、水道の負担金及び施工上の注意等については、「 全部門に共通する規程 第4章」に従って下さい。

#### 6 . 来場者の保護並びに出品物の保全・維持管理

- 1 ) 事務局は、来場者の保護並びに会場全般の管理のため、管理要員及び警備員の配置等諸対策を講じますが、出品者は開場時間中必ず自己の小間に常駐し、来場者の応対、出品物の保全、維持管理に当たらなければなりません。
- 2 ) 出品物等について、万一盗難、火災、損傷等の損害が発生しても事務局は一切その責任を負いません。出品者は必要な予防措置を講じて下さい。
- 3 ) 小間内において万一事故が発生した場合は、直ちに事務局に届出ると共に、自社の責任において解決しなければなりません。
- 4 ) 搬入・搬出期間を含めた期間中、小間内における人身事故や出品物、展示関係諸施設の事故に備え、出品者は傷害、損害保険等に加入しなければなりません。

## 7. 入場

一般入場者、招待者、出品関係者等の会場への入場は次の方法によります。

### 1) 入場券

消費税込

一般(高校生以上)	1,200円(前売り1,000円)
小・中学生	600円(前売り 500円)
ナイター(午後4時以降)一般	1,000円(当日売り)
" 小・中学生	500円(当日売り)
団体(30名以上)一般	1,000円
" 高校生	700円
出品者の招待者(招待用前売入場券)	1枚 800円(10枚以上)

### 2) 特別招待券(特別招待日有効)

特別招待券については、別途「出品者ニュース」でご案内致します。

### 3) 出品者入門証

会期中及び出品物の搬入出期間中有効の「出品者入門証」を、事前に次の割合で無償配布します。会場入門にあたっては、この入門証をはっきりと提示して下さい。

(1) 乗用車・二輪車部門	出品面積 3m <sup>2</sup> につき 1枚
(2) 部品・機械器具・関連商品部門	出品小間数 1小間につき 6枚

なお、上記配布枚数で不足の場合は1枚につき3,000円(消費税込)で交付します。但し出品者に限ります。

搬入出期間限定の「施工業者バッジ」についてはP.9を参照して下さい。

## 8. 諸経費の負担と精算

事務局施工によるものを除いて、出品者の行為に属する費用(出品物の搬入、搬出、展示、実演、撤去等)はすべて出品者の負担とします。

出品者及び代理者は、電気使用料、アンカーボルト使用料、水道使用料等、事務局に納付すべき経費があるときは、指定期日までに日本円で精算しなければなりません。

## 9. 開催の中止

天災、事変、またはやむを得ない事由があるときは、ショーの開催を中止することがあります。ショー会期前に中止を決定したときに限り、事務局は弁済すべき必要な経費を差引いた後、残った金額については支払済の出品料の割合に応じて出品者に返還します。

但し、中止によって生じたその他の如何なる損害に対しても、事務局は補償いたしません。

## 10. 会期及び開場時間の変更

事務局が特に必要と認めたときは、会期及び開場時間を変更することができます。この場合、変更によって生じた損害は補償しません。この変更を理由として出品申し込みの取消しをすることはできません。

## 11. 出品者ニュース

出品者への今後の連絡事項、各種申込書類等は、出品申込書の担当者宛に「出品者ニュース」をお送り致します。担当者の連絡先が変更になる場合には事務局に届出て下さい。

## 12 . 出品物分類表

分類番号	部 門	例 示
第1類	乗用車	乗用車、及びそのエンジン、シャシ、付属品
第2類	二輪車	モーターサイクル、スクータ、モペット及びそのエンジン並びに付属品
第3類	A項 / エンジン部品	ピストン、ピストン・リング、シリンド・ライナ、エンジン・ガスケット及びパッキング、エンジン・バルブ、バルブ・ロッカー・アーム及びシャフト、バルブ駆動部品及びカム・シャフト、軸受メタル、燃料ポンプ、化油器(キャブレーター)、ディーゼル用燃料噴射装置、ディーゼル用燃料噴射ノズル、ガソリン燃料噴射ノズル(インジェクター)、燃料フィルタ、エア・クリーナ、エアクリーナ・エレメント、マニホールド過給器(ターボチャージャ及びスーパー・チャージャ)、オイル・ポンプ、オイル・フィルタ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ、サーモスタット、オイル・クーラ、ファン及びファンクラッチ、触媒装置、その他排気浄化装置部品、ホース類、エギゾーストパイプ及びマフラー、その他のエンジン部品
	B項 / 電装・計器・照明部品	始動電動機(スタータモータ)、充電発電機(オルタネータ)、磁石発電機(マグネット)、配電機(ディストリビュータ)、イグニッション・コイル、スパーク・プラグ、グロー・プラグ、エンジン制御装置、走行・変速関係電子装置、ブレーキ関係電子装置、電子部品及びセンサー類、リモート・キー及び同システム、その他の電装部品、前照灯(ヘッドランプ)、信号・標識灯、その他灯器、スピード・メータ類、ワイパ・モータ及び各種モータ、ワイパ・アーム、ブレード及びリンク機構、ウインドシールド・ウォッシャーホーン及びブザー類、ステアリング・ロック、スイッチ類、フラッシュユニット及びリレー、ソレノイド、高压電線・低压電線、ワイヤー・ハーネス、その他の電装・電気及び計器部品
	C項 / 走行関係部品(駆動・伝達・操縦・懸架・制動部品)	クラッチ・カバー、クラッチ・ディスク、クラッチ・フェーシング、手動トランスミッション、トランスミッション用部品、自動トランスミッション、ステアリング・シャフト、チューブ及びリンク機構部品、ステアリング・ホイール、ステアリング倍力装置、タイロッド・エンド、フロント・アクスル、等速ジョイント、プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、デファレンシャル・ギヤー、リア・アクスル、ハブ・ボルト及びナット、ブッシュ類、オイルシール、シフトレバー、ペダル類、コントロール・ケーブル、その他の駆動・伝導・操縦装置部品、リーフ・スプリング、コイル・スプリング、ショック・アブソーバ、サスペンション・ストラッド、トーションバー及びスタビライザ、その他懸架装置附属部品、ドラム・ブレーキ装置、ディスク・ブレーキ装置、エアブレーキ装置、ブレーキ倍力装置、ブレーキ・シリンド、ゴムカップ、ブレーキ・ライニング、ブレーキ・シュー、ディスクパッド、ブレーキ・ホース、ブレーキ・パイプ、ブレーキ用バルブ、その他ブレーキ装置付属部品、その他の懸架制動装置部品
	D項 / 車体・内装部品・用品	自動車用プレス部品、シャシ・フレーム、ダッシュボード及びパネル、バンパ、燃料タンク、装飾品類及びモール類、窓ガラス、ウエザーストリップ、ウインドウ・レギュレータ、ドアハンドル及びロック、ドアヒンジ及びチェッカ類、シート及びシートスプリング、シート付属部品、シートベルト、エアバッグモジュール及び同付属部品、内装品類、ミラー装置、防振ゴム、その他の車体部品、自動車時計、カーラジオ、カーステレオ、カーナビゲーション、冷房装置、暖房装置、チャイルドシート、ヘルメット、ルーフ・キャリア、車輪(ホイール)、ホイールキャップ、自動車用塗料、その他の用品類
	E項 / 素形材、その他	政府・団体出品、タイヤ、バッテリ、自動車用ガラス、素形材
第4類	A項 / 機械器具	ボーリング・ホーニングマシン、スチームクリーナ、
	A項 / 機械	ルブリケータ、オートリフト、その他の自動車用整備機械
	B項 / 工具	プライヤ、レンチ類、ドライバ、スパナ、
	C項 / テスター	リーマ、その他の自動車用整備工具
	D項 / 用品	エンジンアナライザ、ブレーキテスター、ヘッドライトテスター、排出ガス測定器、その他のテスター類
		スクリュージャッキ、ゲージ類、洗浄装置、その他の用品

### 13. 出品者用諸経費一覧(事務局関係)

:全出品者 :希望者 :該当せず

区分	項目	展示部門 乗用車 二輪車 部品	単価	数量	金額	備考
出品	出 品 料		乗用車 1m <sup>2</sup> につき 二輪車	26,000円	m <sup>2</sup>	円
			部品 1小間につき 共催団体正会員 上記以外	309,000円 374,000円	小間	円
チケット	招待者用入場券		10枚以上	1枚 800円	枚	円 消費税込。
	自動車ガイドブック引換券		10枚以上	1枚 円	枚	円 単価は別途ご案内
	招待用封筒		10枚以上	1枚 20円	枚	円 消費税込。
	食事券			1,000円	枚	円
	出品者入門証		交付枚数で不足の場合	1枚 3,000円	枚	円 消費税込。
出 品 · 展 示	電気幹線工事費		超過容量(電灯・動力とも) 0.1KWにつき	2,250円	W	円
	電気使用料		申込容量(電灯・動力とも) 0.1KWにつき	1,900円	W	円
	臨時電話使用料		1台につき	74,000円	台	円 国際通話料、超過通話
	I S D N 使用料		1回線につき	100,000円	回線	円 料は除く。
	給排水設備費		13m/m 引込配水管	60,000円	本	円
			20m/m 引込配水管	90,000円	本	円
			25m/m 引込配水管	120,000円	本	円
	給排水使用料		使用水量1m <sup>3</sup> につき	775円	m <sup>3</sup>	円
	小間内カーペット購入料	-	910m/m巾、1mにつき	円	m	円
			1,820m/m巾、1mにつき	円	m	円 単価は別途ご案内
	二輪車用共同照明	-	1基につき	円	基	円 //
	控室使用料	-		円	m <sup>2</sup>	円 //
	アンテナ設備費		VHF・UHF・FM	70,000円	本	円
			衛星放送(1波につき)	150,000円	波	円
	アンカーボルト使用料		ホールインアンカー10m/m 以下1本につき	600円	本	円
			ホールインアンカー12m/m 以下1本につき	800円	本	円
	会議室使用料		日本コンベンションセンターの国際会議場利用料金に準ずる		室	円 単価は別途ご案内
合 計						円

注) 1. 消費税は特記項目を除き、外税となります。

2. 振込みの場合、手数料は出品者の負担となります。

3. 出品以外の各種申込は平成15年7月頃にご案内予定です。

### 14. タイムスケジュール

日程	内容	備考
2002年	10月18日 出品申込締切	出品申込金(申込小間数の半金)の振込みをもって正式申込とします。請求書が必要な場合は事務局に申し出てください。(P.2~3参照)
	12月末 小間割決定・通知(乗用車・二輪車部門)	決定通知に同封の請求書にて、出品料金の残金を精算
2003年	2月上旬 小間割決定・通知(部品・機械器具部門)	//
	6~7月 各種申込書類発送	電気、電話、水道、保税などの提出書類を事務局より発送
	8月22日 提出書類締切日	電気使用申込書、保税貨物明細書
	9月12日 提出書類締切日	上記以外の各種申込書
	10月 搬入開始	乗用車・二輪車部門: 14日前0時~/ 部品部門: 15日前8時~

上記以外の情報は「出品者ニュース」にて随時ご案内致します。

### III 全部門に共通する規程

この規程は、出品者が出品と展示の企画・計画・運営を行うのに必要な基本的な事項を、下記の趣旨に基づいて取り決めたものです。

1. 国際ショーとして内容を充実し「品位と格調」ある展示環境の創造を目指すこと。
2. より楽しく、見やすい環境を創り上げ、来場者の満足が得られるようにすること。
3. 多数の来場者の安全に配慮し、かつスムーズに移動できるような動線を確保すること。
4. 実演、展示演出等に伴う音・光・混雑等で、隣接する小間に迷惑をかけることなく、すべて自社小間内で完結すること。
5. 出品展示にあたっては、「省エネ・省資源・ゴミなし展示会」を目指すよう努力すること。

出品者は以上の規程の趣旨を十分ご理解の上、魅力的かつ効果的な展示になるよう、ご協力をお願い致します。

## 第1章 搬入・搬出

### 1. 搬入及び施工期間

#### 1) 期 間

出品物の搬入及び展示施設の施工期間は次の通りとする。

[乗用車・二輪車] 平成15年10月14日(火)午前0時～21日(火)午後6時(8日間)

[部品・機械器具・関連商品] 平成15年10月15日(水)午前8時～21日(火)午後6時(7日間)

#### 2) 時 間

作業時間は原則として午前8時より午後6時までとする。作業の都合上やむを得ず作業を延長する場合は当日の午後5時(早朝の場合は前日の午後5時)までに(社)日本自動車工業会モーターショー統括部(以下、事務局という)の各展示ホール事務局に届け出ること。

#### 3) 会期中の搬入・搬出及び施工

会期中特別に出品物の搬入・搬出を行う場合は、展示ホール事務局に報告してその承認を受け、作業は閉場30分後から開場30分前の開場時間外に行うこと。この場合は、出品者の立ち会いを条件とする。

#### 4) 出品物リスト

出品物は、その品目、数量、型式、サイズ等を所定の書式により平成15年9月12日(金)までに事務局に届出すること。事務局はこれをもって出品物の公式資料とするので、変更がある場合には速やかに届出すること。

#### 5) 装飾・電気施工業者届

小間内の装飾、電気等の施工業者を、所定の書式により平成15年9月12日(金)までに事務局に届出すること。

### 2. 搬 出

ショー終了後の出品物及び施設物の搬出期間は、全出品者とも次の通りとする。

平成15年11月5日(水)午後8時～8日(土)午後5時

但し、搬出車両(台車等は除く)の場内乗入れについては下記の通りとする。

優先搬出車両(乗用車・二輪車部門:台数制限あり)	11月5日(水)午後8時～
その他の車両	11月5日(水)午後10時頃～(前後する可能性あり)

11月8日午後5時までに撤去されない出品物及び施設物については、事務局で適宜処分し、その撤去経費は出品者の負担とする。

### 3. 作業の安全確保

1) 作業にあたっては出品者の立ち会いを条件とする。運送業者等に委託する場合も同様とする。

2) 重量物の搬入搬出・据付設置にあたっては、第2章3条2項に基づき床面に集中荷重がかからないよう分散措置をとること。特にクレーン車等は車両固定装置を直接床面に接して作業することはできず、この場合は必ず養生板を敷くこと。なお、展示ホール内のピット蓋部分には車両固定装置の設置を禁止する。

3) 館内での作業中の喫煙は禁止する。休憩中の喫煙は所定の場所であること。

4) 塗料等の危険物の持込みは、補修用等一部の塗料に限定し、必要最小限とすること。また、塗装作業時はその周辺を火気厳禁とするとともに、消火器を準備すること。

5) アセチレン、アーク溶接等を用いて作業する場合は、消火器を準備するとともに、火花の飛散する範囲には可燃物を置かないこと。

6) 通路、避難口、消防用設備の使用障害となる付近には、装飾用資材等を集積しないこと。

7) 作業に従事或いは作業場内に立ち入る場合は、必ず安全帽、安全靴等を着用し、事故のないよう充分注意すること。

## 4. 搬入・搬出車両

### 1) 搬入・搬出車両の経路

搬入・搬出車両の場内での混雑緩和策として、下図の通り展示ホールを色によりブロック分けし、車両の進入・退出ゲートを定める。

出品者の搬入・搬出車両は、事前に配布する色別の搬入出車両ステッカーにより、それぞれ指定のゲートを使用すること。

なお、会場周辺の道路は駐車禁止となっており厳しく規制されている上、会場内は大変混雑するので待機車両については、幕張メッセ常設駐車場 L ブロック（無料）を利用し、効率的に車両を移動すること。

また、会場内の混雑を避けるために、搬入・搬出作業は原則として小間内で行うものとし、特に場内外周通路での作業、駐車は厳禁する。

なお、搬入・搬出車両の入場等についての詳細は別途規定する。

### 2) 人員輸送車両

人員輸送のための車両（バス、乗用車）は搬入出期間並びに会期中とも会場内への乗り入れは禁止するので、最寄りの駐車場を利用すること。

### 3) 開場時間中の場内への車両乗入れ

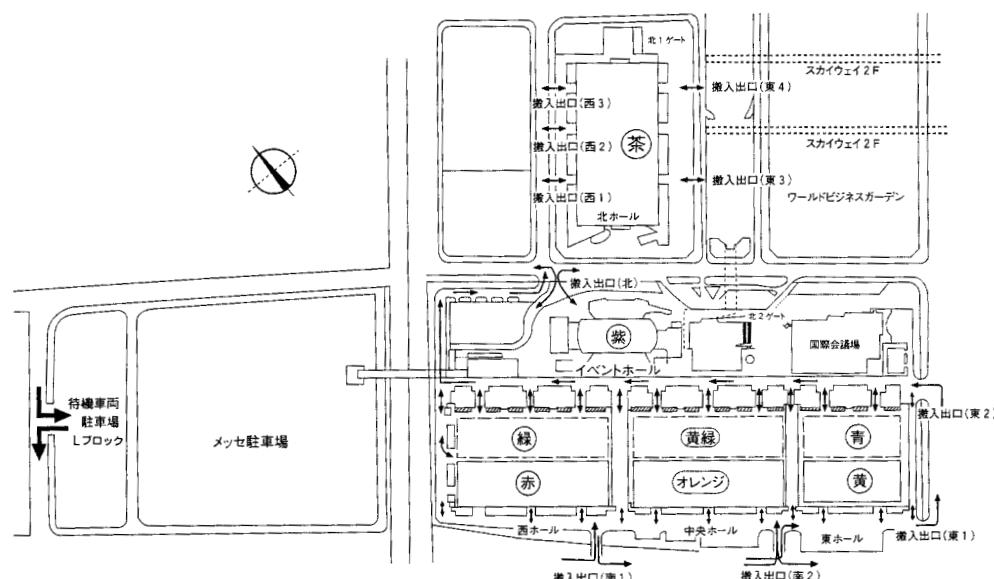
開場時間中は会場内には緊急作業等の車両を除いて、原則として車両の乗入れを禁止する。同様に駐車等も禁止する。やむを得ずカタログ等を搬入する場合は手押しの台車等によることとする。

### 4) 開場時間外の搬入出

会期中開場時間外の搬入出については、閉場 30 分後～開場 30 分前とし搬入口は下記のみとする。

西・中央・東・イベントホール：搬入出口（東2）

北ホール：搬入出口（西2、東3）



### 搬入・搬出車両の進入・退出ゲート

ホール別出品者	進入ゲート	退出ゲート	色別ステッカー
西ホール（南側）	搬入出口（南1）	同 左	赤
" (北側)	搬入出口（東2）	搬入出口（北）	緑
中央ホール（南側）	搬入出口（南2）	同 左	オレンジ
" (北側)	搬入出口（東2）	搬入出口（北）	黄緑
東ホール（南側）	搬入出口（南2）	搬入出口（東1）	黄
" (北側)	搬入出口（東2）	搬入出口（北）	青
北ホール	搬入出口(西1、西2、西3、東3、東4)	同 左	茶

優先搬出車両は、指定ゲートとする。

## 5 . 施工業者バッジ

会場内で作業にあたる作業員は、事務局指定の「出品者施工業者バッジ」を常時着用すること。

このバッジは期間中に各ゲート及び展示ホール事務局にて実費販売する。( 1ヶ 100 円 消費税込 現地のみの販売 )  
有効期間：搬入・搬出期間及びプレスリーを含めた会期中の開場時間外（閉場 30 分後から開場 30 分前まで）

## 6 . 廃棄物の処理

出品者の搬入、搬出に伴う残材や廃材等の廃棄物は、出品者の責任と費用負担で処理し、その処理は自己処理を除き千葉県内で行うこと。県内での廃棄物処理についての問い合わせは下記でも受付ける。

千葉県ビルメンテナンス協同組合 幕張メッセ事業所  
TEL . 043 - 296 - 0534

なお、企画・デザイン段階から廃棄物削減を考慮し、リデュース（削減）リユース（再利用）リサイクル（再資源化）の3Rを推進させること。

# 第2章 施工

## 1 . 展示施設の材料（防炎規制）

展示施設の材料は不燃性、準不燃性、難燃性のものを使用すること。やむを得ず可燃性のものを使用する場合は下記によること。

- 1 ) 展示用合板、じゅうたん等の床敷物、工事用シート、カーテン、どん帳、布製ブラインド等の物品は、所定の防炎性能を有するものを使用すること。
- 2 ) 防炎物品には一つ一つの物品の見やすい箇所に、消防法施行規則に定める防炎表示が付されていること。

（防炎表示例）



じゅうたん等及びその材料の場合

## 2 . 展示館建物に係わる工作

- 1 ) 既設の天井・壁面・アネモ・ガラリ・配管・配線類を支持物として使用することは禁止する。また天井、壁、柱、扉、窓、ガラス、梁、可動間仕切、アネモ、ガラリ、ピット内への直接工作は禁止する。
- 2 ) 非常ベル・消火栓・消火器・放水銃・火災報知器・誘導標識等、防災設備の周辺及び点検口周辺は、展示物品、装飾品等で隠蔽しないこと。また、防災上の諸活動並びに避難誘導等の障害をきたさないよう工作すること。
- 3 ) 空調関係設備の吸込み口・吹出し口周辺は、展示物品・装飾品等で隠蔽しないこと。

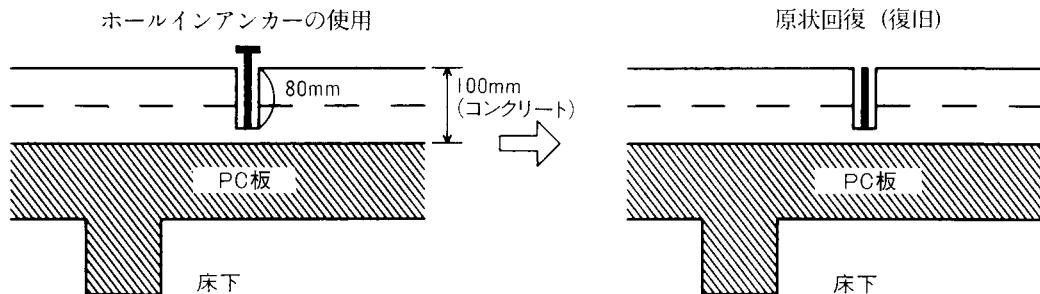
## 3 . 床面工事

- 1 ) 国際展示場 1 ~ 11 ホール内では施設物の固定等のため、下記のホールインアンカーに限り使用することができる。この場合、所定の「アンカーボルト使用届」に必要事項を記入し、使用場所を明示した図面を添付の上、平成 15 年 9 月 12 日（金）までに事務局へ届け出るとともに、床復旧協力費としてアンカーボルト使用料を支払うこと。（会期終了後に請求）

\* アンカーボルト使用料（消費税別）

12 mm以上	1 本につき	800 円
10 mm以下	1 本につき	600 円

- (1) 床断面は下図の通り、ホールインアンカーの長さは80mm以下であること。  
 (2) 床面ピット蓋部分及びピット内には使用しないこと。  
 (3) PC板へ影響を与えないこと。  
 (4) 原状回復は下図の通り埋め殺しで良いが、頭部が床面より出ている場合は水平面までサンダーで切断すること。ハンマーによる打ち込みやガス熔断は禁止する。



## 2) 重量物の展示

展示ホール床面の下部は、下図のとおりPC板、ピット、杭による一体的な構造であり、床面への荷重はPC板、ピットへ伝達し、全て杭で支持されているため、重量物の展示にあたっては、PC板、ピット、杭それぞれの許容荷重を考慮すること。(実演を伴う展示にあたっては、重量物の重量を動荷重とする)

- (1) 許容荷重(西、中央、東ホール：1～8ホール)

PC板 49kN/枚

PC板(一枚は2m×5mの寸法)の上部は、コンクリート(100mm)で覆われているため表面からPC版の位置は確認できない。

ピット 245kN/本 一本はピット梁12mの長さ

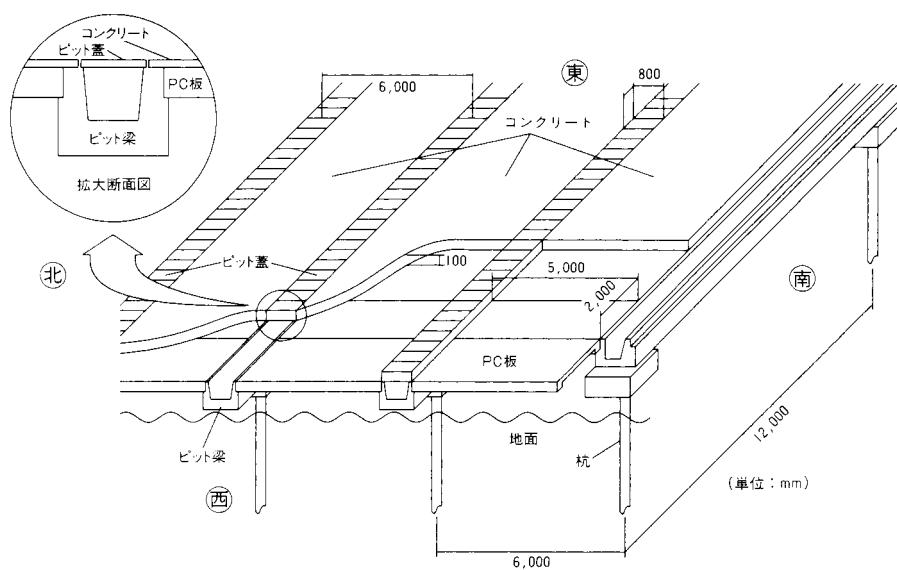
杭 735kN/本

なお、下記の重量物の展示の場合は事務局へ申し出ること。

一枚のPC板に49kN、一本のピット梁に245kNを超える荷重がかかる重量物の展示。

245kNを超える重量物の展示

実演の際、厳しい振動を伴う重量物の展示。



## 【参考】

- 搬入出の際、ホール内に進入できる車両は総重量294kN(車両重量+積載重量)以下とし、タイヤ式で4車輪以上のものに限る。
- 展示物の据付の際、クレーンのアウトリガーに荷重をかける場合は、(2)展示方法を参考に鉄板による荷重分散を行うこと。

## (2) 展示方法(西、中央、東ホール：1～8ホール)

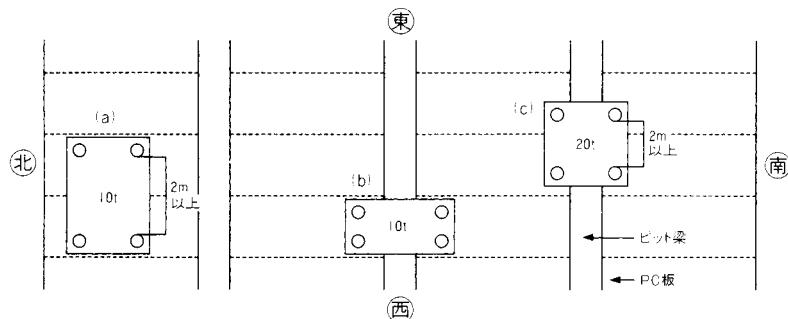
重量物の展示は、何枚かのPC板に荷重が分散されているかが、展示の可否を決める1つの要因となるので、1枚のPC板の大きさ2m×5m及びピット位置を十分考慮し接地位置を決めること。

### 鉄板による荷重分散を必要としない展示

1枚のPC板に49kNを超える荷重がかからなく、接地位置(図中部分)が25cm角以上確保されている場合。(当展示では杭及びピットへの荷重は必然的に許容値となる。)

#### 展示例

- a. 東西方向(ピット平行方向)に2m以上接地点が離れており、2枚のPC板に荷重が分散されている場合。
- b. ピットを跨いで接地されていて、2枚のPC板に荷重が分散されている場合。
- c. 東西方向に2m以上接地点が離れており、しかも、ピットを跨いで設置されていて、4枚のPC版に荷重が分散されている場合。



注) は接地位置を例示したもので、重量はに均一に伝達されているとする。

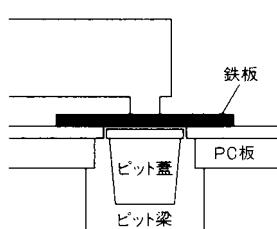
### 鉄板による荷重分散を必要とする展示

1枚のPC板に49kN～98kNの荷重がかかる場合、及びピット蓋に集中荷重がかかる場合。

#### 鉄板敷設方法

- a. 1枚のPC板に49kNを超える荷重がかからないが、接地位置が25cm角未満の場合  
25cm角以上の鉄板等歪まない素材を敷設すること。
- b. ピット蓋に集中荷重がかかる場合  
ピットは完全に跨ぐよう鉄板(厚み22mm以上)を敷設し、PC板に荷重分散を行うこと。

#### 展示例



## (3) 許容荷重、展示方法(北ホール：9～11ホール)

### 許容荷重及び最大積載荷重

29kNかつ東西ピット間6m×南北12mのエリアで85t。

### ピット蓋上への集中荷重

ピット蓋上へ集中荷重がある場合は、必ずピット梁を完全に跨ぐよう鉄板(厚さ16mm以上)を敷設すること。

### 搬入出車両の重量制限

ホール内に進入出来る車両は総重量45t(車両重量+積載重量)以下とする。

3) イベントホール、屋外展示場は床面を損傷する掘削及びアンカーボルト等一切の使用を禁止する。従って施設物等は自立構造であること。

## 第3章 出品・展示

### 1. 保税貨物の展示

出品物及び展示資材等をショー終了後ただちに積み戻す場合は、正規に通関せずに保税貨物として展示することができる。

#### 1) 保税展示場の申請

保税展示場の許可申請は事務局で一括して行うので、保税貨物を展示する出品者は所定の「保税貨物明細書」を平成15年8月22日(金)までに事務局に届出すること。期日までに保税貨物の届出がない場合は、出品、展示ができないことがあるので充分留意すること。

#### 2) 保税展示の手続き

出品者が会場へ保税貨物を持込む場合の通関業者、荷扱業者の選定は自由とするが、保税展示の手続きについては下記の通関業者に委託するので、会場内での通関に際してはこの業者を利用すること。

##### ・(株)石川組

担当：国際部部長 茂田 龍夫  
〒140-0002 東京都品川区東品川5-9-4  
TEL. 03 3474 8102 FAX. 03 5460 9841  
e-mail: igl-exhi@ishikawa-gumi.co.jp

##### ・(株)ダイトーコーポレーション 千葉支店

担当：海貨グループ・リーダー 部長 麻生 寿和  
〒299-0107 千葉県市原市姉崎海岸29  
TEL. 0436 62 9161 FAX. 0436 62 9164  
e-mail: h-asou@daitocorp.co.jp

### 2. 出品物の実演

1) 出品者は、出品物のより深い理解を得るために、小間内で実演をすることができる。実演によって発生する恐れのある人体または財貨の損傷、火災及び通行の障害等危険の防止については万全の措置を講じること。

特に強度の音響、光線、熱気、煙、じんあい、ガス、臭気、振動等を発生することが予想される場合は、あらかじめ予防措置を講じ他に迷惑を及ぼさないよう適宜処置しなければならない。

2) 展示ホール内では、出品車両(電気自動車は除く)のエンジンを始動することはできない。また、触れさせる出品車両は警報器が鳴らない措置を講じること。

なお展示ホールには防災設備として光電式分離型煙感知器があるため、障害となるスモークマシン等の発煙を伴う実演は禁止する。

3) 事務局は、会場の保全、秩序の維持、公衆の安全、他の出品者の影響等で支障があると認めた実演については、出品者に対し必要な対策を要求し、実演の制限または中止を命じる。

### 3. 展示演出

展示演出を行う場合は、下記を条件とする。

1) 出品物に対する理解をより深めるための企画内容であり、かつ自社小間内で完結すること。

2) 来場者の安全には十分配慮し、隣接小間に音、光、ドライアイスによる発煙などで迷惑をかけ、また雑踏(共通々路の通行障害を含む)により来場者に著しい混乱が生じる恐れのこと。

3) 原則として会期中を通して行われる企画であること。

但し、不測の事態が発生した場合は、事務局より、企画の変更または中止を命じる。

禁止例：コンテスト、ゲーム、クイズ、サイン会、抽選会又は、タレントを入れたラジオ・テレビ中継(土日祝)等

### 4. 小間内勤務者

1) タレント、プロドライバー、ライダーを説明員として使用する場合は、会期中を通して同一人であること。特定の日時に限定することはできない。

2) フロア勤務者は来場者に混乱を与えないために役割名を明記したプレートを着用のこと。

(例) (1) 営業相談員

(2) 技術相談員

(3) 案内係

- ( 4 ) 通訳 ( INTERPRETER )
  - ( 5 ) 運営担当者
  - ( 6 ) 広報担当員

## 5. 会場周辺の宣伝制限

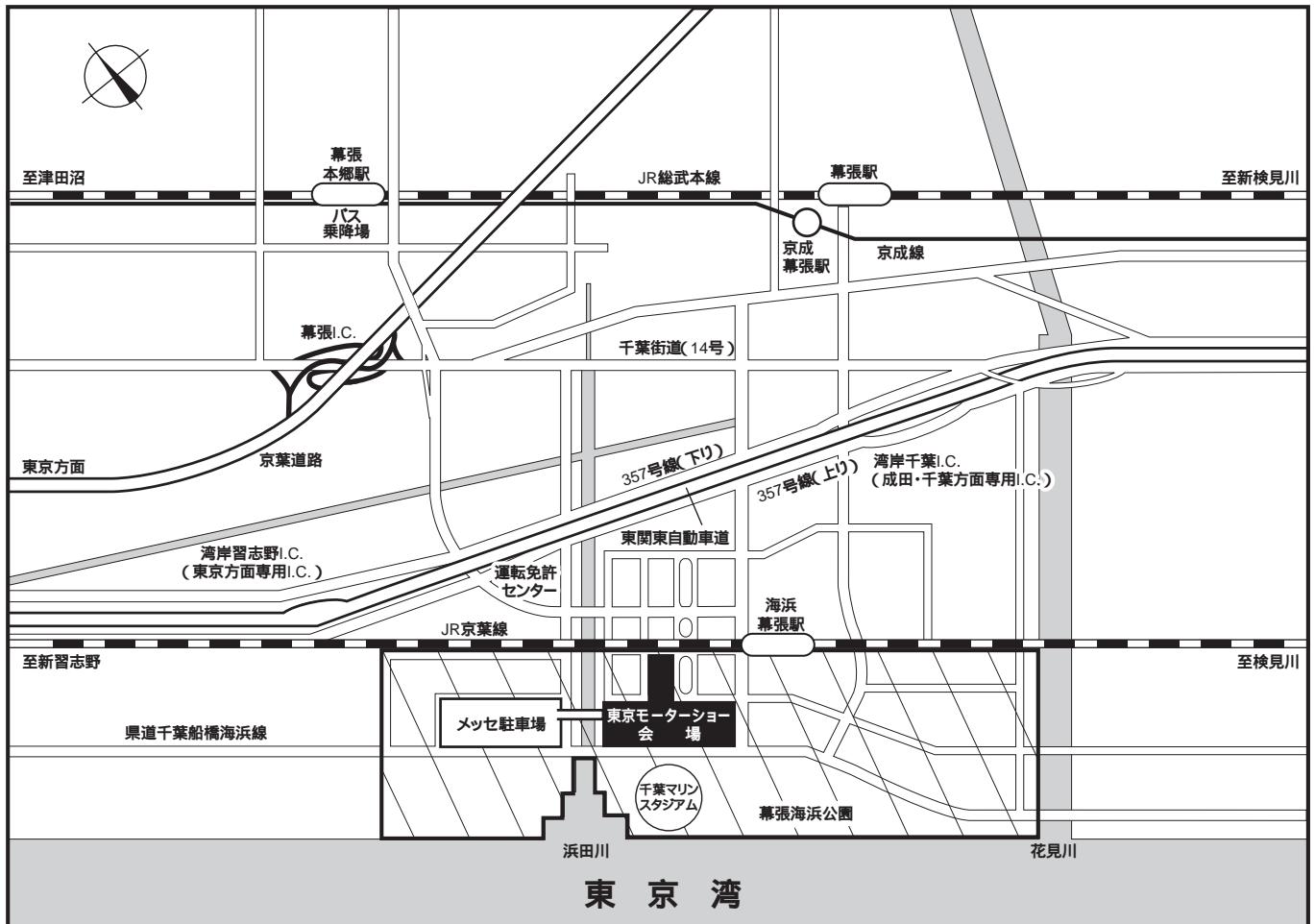
出品者間の過当宣伝競争を避けるため、下記のとおり会期中の宣伝行為を制限する。但し、年間契約等による通常の宣伝活動についてはこの対象とはしない。

- 1 ) 制限期間 平成 15 年 10 月 22 日 ( 水 ) ~ 11 月 5 日 ( 水 )

2 ) 制限内容

  - ( 1 ) 試乗会等の催物。
  - ( 2 ) 売店等の出店及び物品の配布。
  - ( 3 ) アドバルーン、旗、のぼり等の掲揚。
  - ( 4 ) 野立看板、ポスター等の掲示。
  - ( 5 ) パンフレット、チラシ等の配布等通常の宣伝行為以外の広報宣伝活動。

3 ) 制限場所 下図の斜線区域内



## 6 . 調査・アンケート

小間内で行う調査・アンケートについては自由とする。

小間外での実施を希望する場合は平成 15 年 9 月 12 日（金）までに実施概要（調査目的、希望の日時・場所、調査員数、予定サンプル回収数、アンケート用紙）を、事務局に届出（様式任意）、その承認を得なければならない。調査・アンケートの届出に対する事務局の判断基準は下記による。

### 1 ) 小間外で行う調査・アンケート —

- ( 1 ) 場 所：事務局が指定する場所とする。
- ( 2 ) 調査員：多数の調査員を動員したデモンストレーション的実施は認めない。また、服装は私服とし、事務局指定の腕章を着用すること。
- ( 3 ) 内容：自社商品等に関する調査を主体とし、他社を誹謗するような項目は認めない。
- ( 4 ) 実施方法：カウンター、机、椅子、テント、サイン等の施設及び拡声装置等を用いての宣伝行為は禁止する。

### 2 ) 調査、アンケートに対する謝礼 —

小間内外の実施とも謝礼をする場合は、下記第 7 条「物品の配布」を準用すること。

## 7 . 物品の配布

一般来場者には、カタログ・パンフレット（CD-ROM含む）以外は配布禁止とする。但し、アンケート調査の謝礼として記念品等を配布する場合は、一人当たり最高で市価 500 円以内の物品とするが、手提袋（プレスデー除く）、風船等は一切配布禁止とする。

# 第4章 設 備

## 電 気

### 1 . 展示ホール内の一般照明

屋内展示場の天井照明は、蛍光高圧水銀灯により照度は 450 ~ 500 Lx となる。

### 2 . 電気使用申込

出品者が電気を必要とするときは、所定の「電気使用申込書」を各展示部門毎に平成 15 年 8 月 22 日（金）までに事務局に提出すること。

### 3 . 電気供給限度及び電気方式

- 1 ) 出品者が使用する電力の供給幹線は、幹線工事費が必要となる。
- 2 ) 定電圧、定周波数または特定の電圧、周波数を必要とする場合は、出品者において必要な装置を設置すること。
- 3 ) 蛍光灯、高圧水銀灯は、定格容量の 150 % ( 5 割増 ) とする。
- 4 ) 1 PS ( 馬力 ) は 1 KW に換算する。

### 4 . 工事費と使用料

- 1 ) 電気供給幹線（一次工事）は事務局で小間内の一端まで配線する。

なお、申込容量 20 KW 迄は電灯、動力共 1 回路ずつ、 20 KW 以上の申込容量に対しては、出品者の希望により 20 KW 毎に 1 回路の目安で開閉器を設ける。

- 2 ) 小間内電気工事（二次工事）は出品者において施工するものとし、その設備費ならびに電気使用料は出品者の負担とする。

3 ) 電力を使用する場合、展示電灯、展示動力とも 0.1 KW につき、幹線工事費（一次工事） 2,250 円、電気使用料は 1,900 円とする。（消費税別）但し、 0.1 KW 未満は 0.1 KW として扱う。

- 4 ) 電気幹線工事費および電気使用料は、上記料率により請求書を発行するので期日までに納入すること。

## 5. 小間内電気工事の施工

- 1 ) 電気工事は電気工事士法に基づく所定の資格を有する者が施工すること。
- 2 ) 電気工事業者は電気事業法、電気設備技術基準の関係法令に基づき、遺漏のないよう施工すること。
- 3 ) 電気工事業者は「電気工事設計図」を平成 15 年 9 月 12 日（金）までに事務局に提出すること。
- 4 ) 「電気工事設計図」の図面協議を電気工事業者の立ち会いの上で実施する。会場、時間等は事務局から別途連絡する。
- 5 ) 小間内電気工事は電気工事設計図に従って平成 15 年 10 月 21 日（月）までに完了すること。
- 6 ) 電気用品は規格適正品であること。蛍光灯、高圧水銀灯は高力率を使用すること。高電圧ネオン（設備容量 2 KVA 以上）の使用は禁止する。
- 7 ) 異常電波を発信する機器、その他、保安に関わりのある機器の設置に関しては、事前に事務局と協議すること。
- 8 ) 配線は原則としてケーブル工事とすること。
- 9 ) 電線の接続は圧着端子を使用し、コードの流し引、又は接続器なしにコードを接続しないこと。
- 10 ) 小間内分電盤の主開閉器には、漏電ブレーカーを使用すること。
- 11 ) 人が触れる恐れがある機器または対地電圧が 150 V を超える機器は必ず接地工事を施すこと。接地線は 1.6 mm 以上とすること。
- 12 ) 白熱電球、抵抗器、その他の熱を発する機器は、可燃材と接触したり、また可燃物を過熱するおそれのないよう設置すること。また機器の配置は、来場者の危険とならないよう十分注意すること。
- 13 ) 施工にあたっては特に火災の防止、人体または財物の損傷その他の事故予防に万全の注意をはらうこと。
- 14 ) 電気工事完了時には通電に先立つ安全の確認、メガリングテスト、アースチェック等を実施し、そのデータを所定の「電気工事完了届」に記入し事務局（各展示ホール電気室）に提出すること。

## 6. 電気設備の検査

- 1 ) 出品者側において小間内に施工された電気設備は、工事完了後速やかに事務局に届け出て検査を受け、その使用承認を得ること。
- 2 ) 検査は経済産業省令電気設備技術基準、及び内線規程、自家用電気工作物保安規程、千葉市火災予防条例に照らし実施する。

## 7. 電気設備の保守

小間内電気設備の一切の保守は各出品者で行うこと。また事故防止と万一の事故に備え、各出品者の電気工事業者は、原則として会場に常駐して、保守点検に遺漏のないようにすること。

## 8. 小間内への送電

- 1 ) 電気の供給は、原則として平成 15 年 10 月 21 日（火）～ 11 月 5 日（水）までとし、小間内電気設備完了後逐時送電する。  
なお、期日前に機械の調整、試運転のため、特に電気の供給を必要とする場合は、可能な範囲において供給するので事前に事務局に届け出ること。
- 2 ) 閉場後は毎日各小間のメインスイッチを切ること。

## 9. 保護装置

電源異常および事故による停電、または電圧降下のため実演出品物を損傷した場合、事務局はその責任を負わないでの、出品者は実演にあたり事故防止のための充分な保護装置を施すこと。

## 通 信

### 1 . 臨時通信設備

事務局では出品者の申込により、会期中およびその前後の指定期間中、出品小間に一般電話及びISDN回線(64Kbps)を臨時に架設する。

### 2 . 使用期間

出品者の臨時通信設備使用期間は次の通りとする。

平成15年10月18日(土)～11月7日(金)正午(21日間)

なお、設置台及び接続機器の準備は10月18日(土)までに完了すること。

### 3 . 使用申込

会期中、自社の出品小間に臨時通信設備を希望する出品者は、所定の「臨時通信使用申込書」を平成15年9月12日(金)までに事務局に提出すること。

### 4 . 工事費と使用料

通信設備は、1台につき一般電話74,000円、ISDN回線100,000円(ともに消費税別)とし、請求書の期日までに納入すること。この負担金は、基本料、電話器( ISDN回線はDSUの借用料を含む) 日額使用料、工事費、度数料を含めたもので会期終了後に精算はしない。但し、国際電話通話料、臨時通信設備使用料より超過した度数料および電話器の破損または紛失等の場合は、会期終了後別途請求する。

### 5 . 通信設備の設置場所

通信設備の設置場所については、「臨時通信設備設置位置図」提出(事務局所定用紙)により架設工事を行うので、平成15年9月12日(金)までに事務局に提出すること。

### 6 . 電話器の受け渡し及び返却

1 ) 電話器またはDSU( ISDN回線の場合)は、使用開始日の10月18日(土)に申込者の小間に架設することによって引き渡しとする。

2 ) 返却は各展示ホール事務局にて係員立会の上行う。

3 ) 電話器およびDSUの盗難、紛失、破損等は申込者の責任となるので、保管には充分注意すること。

## 給 排 水

### 1 . 基本設備

事務局では出品者の申込みにより、基本設備(給水取出口・量水器)を、小間付近のピット内に施設する。但しイベントホールには給排水設備がないため使用できない。

### 2 . 使用申込

給排水設備を使用する場合は所定の「給排水使用申込書」に使用位置図を添え、平成15年9月12日(金)までに事務局に提出すること。

### 3 . 工事費と使用料

1 ) 小間付近までの基本設備(給水取出口・量水器)工事費は、下記の通りとし、請求書の期日までに納入すること。

引込配水管サイズ	同時使用可能水栓口数	負担金(消費税別)
13mm	2 口	60,000円
20mm	3 口	90,000円
25mm	4 口	120,000円

\*上記を超えるサイズを必要とする場合は別途決定する。

2) 上下水道使用料金は、1m<sup>3</sup>につき775円（消費税別）として、会期終了後量水器に基づき別途請求する。  
(料金は千葉市条例で改訂される場合がある)

#### 4. 給排水工事の施工

- 1) 事務局が施設する給水取出口から先の小間内給排水設備は、自己の負担で施工すること。
- 2) 排水の方法は、小間付近の機械ピットの取出蓋部分から機械ピット内に排水すること。従って、配管は機械ピット内の架台下部分まで敷設すればよい。
- 3) 多量の水及び水圧を要する場合は、事前に事務局に届け出るとともに自己の負担で加圧装置を設けること。

#### 5. 保護装置

断水または水圧低下等の事故により障害の恐れがある場合は、あらかじめ保護装置を設けること。事務局では、このことによる一切の責任を負わない。

#### 6. 原状回復

出品者が施工した給排水設備は、会期終了後すみやかに自己の責任で原状回復を行うこと。

## アンテナ

#### 1. 信号供給

- 1) 事務局では出品者の申込により、会期中およびその前後の指定期間中、出品小間内にTV・FM及び衛星(BS)信号を供給する。
- 2) 小間内には5C2Vケーブル(RF)で供給し、端末利用は75dB以上となる。
- 3) 衛星受信(BSチューナーつき)にあたっては、既設設備の電波出力の関係上、1波につき1端末必要です。

#### 2. 使用期間

出品者への信号供給期間は次の通りとする。

平成15年10月18日(土)～11月7日(金)正午(21日間)

#### 3. 使用申込

会期中、自社の出品小間内に信号供給を希望する出品者は、所定の「アンテナ使用申込書」を平成15年9月12日(金)までに事務局に提出すること。

#### 4. 工事費

小間内までの幹線工事費は、下記の通りとし会期終了後に別途請求します。

信号種類	工事費(消費税別)
FM・VHF・UHF	70,000円
衛星放送(1波)	150,000円

## 会議室

幕張メッセ国際会議室の一部を希望により有料で貸出す。利用料金、利用期間等詳細については出品者ニュースにて案内する。

## 控室

出品者控室を希望により有料で貸出す。詳細については出品者ニュースにて案内するが、全出品者に用意できないため、出品者の使用条件がある。

# 第5章 保 安

## 1. 禁止行為と解除

### 1) 総 則

千葉市火災予防条例第23条により、会場内での次の行為は禁止されている。

(1) 噫煙(マッチ、ライター等で点火し、喫煙する一連の行為)

(2) 裸火の使用

「裸火」とは気体、液体、固体燃料を使用、炎、火花を発生させるもの又は発熱部を外部に露出するもの。

(発熱部が焼室、風道、庫内に面しているトースター、ヘアドライヤー、オーブン等を除く)但し外部に露出した発熱部で可燃物に触れた場合、着火するおそれのあるもの(表面温度400以上)も裸火に含まれる。

(3) 危険物品の持ち込み

「危険物品の持ち込み」とは、千葉市火災予防条例施行規則第14条に掲げる危険物品を持ち込む全ての行為とする。

### 2) 禁止行為の解除

喫煙、裸火の使用または危険物品の持ち込みについては、下記の承認条件をもって事前に申請をし、所轄消防署長(美浜消防署長)が諸般の状況から火災予防上支障がないと認めた場合には、必要最小限度の範囲に限り禁止行為の解除を認める。禁止行為を行う場合は、配置図・平面図その他必要な図面を添付して所定の「禁止行為解除承認申請書」を平成15年9月12日(金)までに事務局に提出すること。

事務局ではこの申請書を所轄消防署に一括提出し、承認されたものについて許可を与える。

(1) 噫煙

喫煙所を設置することができる小間は、小間面積36m<sup>2</sup>以上とし設置要領は次による。

設置位置は次によること。

a. 通行及び避難上支障のない位置に設けること。

b. 可燃物の転倒落下のおそれがなく、周囲の可燃物から水平距離1.8m以上を確保する位置に設けること。但し、当該距離を確保することができない場合にあっては、準不燃材以上の材料の間仕切り、ついたて等で床面から防火上有効に遮断した場合は、この限りではない。

c. 屋内消火栓設備、避難器具等の消防用設備等の操作の障害とならない位置に設けること。

喫煙所の範囲を明示するついたて、床面の色表示、間仕切り等の措置を講ずること。

喫煙所には、喫煙設備(灰皿、水バケツ等)を設けるとともに、椅子等喫煙に必要なもの以外は存置しないこと。

喫煙所の周囲を区画する場合は、準不燃材以上の材料を用いること。

喫煙所に設置する標識(所定)は、当該場所の形態に応じた公衆の目に触れやすい箇所に設けること。

喫煙所には、消火器(10型)を1本以上設置してあること。

所定の「喫煙所設置届」を平成15年9月12日(金)までに事務局へ提出すること。

(2) 裸火使用の承認要件

周囲及び上方可燃物から安全な距離が確保されていること。

可燃物の転倒又は落下物等のおそれがないこと。

防火責任者等による監視、消火等の体制が講じられていること。

使用者が裸火を容易に停止できる措置が講じられていること。

裸火使用行為ごとに、消火器(10型)が設置されていること。

出入口、階段等から水平距離5m以上離れていること。(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く)

危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5m以上離れていること。(不燃材料等で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く)

承認できる範囲は、次によること。

a. 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器

b. 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器

a) 消費量は、1個につき58KW以下、かつ総消費量は1区画175KW以下であること。(幅5m以上の通路により他の区域と仕切られている区域)

b) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。(カートリッジ式器具を除く)

c) 液化石油ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。

c. 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器(但し、展示に伴う実演に限る)

- d . 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具（但し、展示に伴う実演に限る）
- e . 火炎を有するものは、火炎の長さが 20 cm以内であること。

( 3 ) 危険物品持ち込みの承認要件（展示場）

防火責任者等による監視体制が講じられていること。

危険物品、貯蔵取扱い行為ごとに消火器（10型）が設置されていること。

出入口、階段等から水平距離 3 m（危険物 危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く の場合にあっては 6 m）以上離れていること。（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く）

火気使用場所から水平距離 5 m以上離れていること。（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く）

保管は密栓し、他の物品と隔離すること。

承認できる範囲は、同一承認範囲内に存する公衆の出入りする部分と合算して、次によること。

a . 危険物は、危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の 10 分の 1 未満であること。

b . 可燃性固体類及び可燃性液体類は、千葉市火災予防条例別表第8に定める数量の 10 分の 1 未満であること。

c . 可燃性ガス（ガス法の適用を除外されている液化石油ガスに限る）は、ガスの総重量が 5 kgに相当する個数未満であること。

危険物品持ち込みに含まない行為

屋内展示場で行われる危険物品の展示行為（実演を伴わず展示のみを行う場合で、商品等容器に密閉されたものに限る。）

車両等の展示行為。（原動機始動を伴うものを除く）

潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込み又は使用する行為。

可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品、美術品等を持ち込む行為。

動植物油を調理（煮沸行為を除く）に使用する行為。

日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為。

( 4 ) 承認要件の補完措置

禁止行為の解除申請の内容に応じて、前記諸条件のほか、消防署長が特に必要と認める安全措置を講ずること。

( 5 ) 解除承認の取消

次の場合には解除承認が取り消される。

承認要件不履行の場合。

解除承認場所から火災を発生させた場合。

建物又はその部分の構造・設備の変更により、解除承認に係る事項が火災予防上危険であると認められた場合。



喫煙所表示と灰皿



水バケツ



消火器

## 2 . 消火器の設置

消火器は次により設置すること。

- 1 ) 禁止行為の解除承認場所ごとに、適応能力単位以上（普通火災 2 単位、危険物等火災 3 単位）の消火器 1 個以上設置するとともに、消火器である旨の標識を掲示すること。
- 2 ) 通行または避難に支障がなく、かつ使用に際して容易に持出すことができる箇所に設置すること。
- 3 ) 設置する消火器は、点検済のものであること。
- 4 ) 消火器は、搬入初日より設置すること。

## 3 . 地震対策

展示施設は地震時でも、転倒、落下、移動等により来場者の避難及び消防活動等、初動処置の障害とならないよう、安全な施工を行い確認すること。

# 第6章 規程の違反、解釈の疑義

規程に違反した出品者及び同規程の解釈（和文規程優先）に疑義が生じた場合の対応は下記による。

- 1 ) 事務局が規程に違反または規程主旨にそぐわないと判断した場合は出品者に改善の申し入れを行う。
- 2 ) 1 )により改善がはかられない場合、または同規程の解釈に疑義が生じた場合には、事務局によりその対応を協議し、その最終判断に基づき当該出品者に改善を命じる。  
なお、この協議による結論は最終決定とし、異議申し立てや損害賠償請求の申し立てをすることはできない。
- 3 )( 2 )により改善の申し入れを受けた出品者は、改善内容及び改善日程等を文書で事務局に提出しなければならない。
- 4 ) 2 )により改善の申入れを受けた出品者が改善を行わない場合は、この事実を公表すると共に当該出品者の第38回（2004年）、39回（2005年）東京モーターショーの出品を認めないことがある。

### 規程の変更

事務局は必要と認めた場合、この規程の一部を変更することがある。変更された規程内容は出品者に出品者ニュースまたはその他の方法で通知する。

## IV 乗用車部門・二輪車部門に関する規程

### 1. 出品と出品物の条件

- 1) 乗用車部門の出品物は国土交通省自動車登録規則（第3章13条2項）による分類番号3・5・7ナンバーの乗用車両（軽自動車を含む）及び、そのエンジン、シャシ、付属品であること。  
但し、特別出品として、上記以外の車両を出品する場合は、乗車定員10人以下で且つ人員輸送を主目的とした車両であり、出品できる台数は展示台数の1割までとする。この場合、平成15年9月12日（金）までに（社）日本自動車工業会モーターショー統括部（以下、事務局という）に届出、その承認を得なければならない。
- 2) 二輪車部門の出品物はモーターサイクル、スクーター、モペット及びそのエンジン、付属品であること。
- 3) 出品物は、上記区分のうち出品者自身が製造した下記の新しい製品（参考出品の記念車を除く）に限る。
  - (1) 市販車（平成15年10月24日までに国土交通省の型式指定を受けた車両。）
  - (2) 参考出品車（試作車、輸出仕様車、海外生産車、記念車など）
  - (3) OEM供給を受けている車両
  - (4) 開発、生産、販売を行っている共同開発車両（他社ブランドの車両を含む）
  - (5) 上記以外で事務局が認めた車両
- 4) 出品車両には、下記の項目については最低限表示をすること。（自動車公正取引協議会・新車表示規約マニュアルによる）その他の項目の表示に関しては、任意とする。また車名及びスペック表示は和英併記とすること。
  - (1) 市販車

日本語	English
車名及び型式	Model
エンジン型式	Engine model
排気量（L）	Displacement (L)
トランスミッション形式、変速段数	Transmission type
燃料供給装置の形式	Fuel system
燃料消費率（km/l） 10・15モード燃費（国土交通省審査値） 60キロ定地走行燃費	Fuel consumption (km/l) -10・15 mode Fuel consumption -60km/h Fuel consumption
車両重量（Kg）	Gross vehicle weight (Kg)
主要燃費向上対策（筒内直接噴射、希薄燃焼等）	Main fuel economy improvement measures (direct injection, lean burn, etc.)
プレミアムガソリン使用の場合はその旨	Fuel type
東京地区希望小売価格（¥） 諸費用が価格に含まれない等を明記。 未定の場合は「価格未定」と記入。	Suggested retail price in the Tokyo area (¥) indicate "taxes and incidental expenses not included" *indicate "to be determined" if price has not been set
製造事業者の名称	Manufacturer

(2) 参考出品車：上記市販車以外の車両については「参考出品」と表示すること。

### 2. 展示構成

展示にあたっては、来場者の安全確保とスムーズな動線の設定、ホール全体の視界、隣接社への影響等に十分配慮し、来場者にとって快適な展示構成に努めること。小間内へは原則として来場者が自由に入り出しができる構成とし、通路で立ち止まって見学することのないよう留意すること。

下記の通り、小間面積の大きさにより「大型小間」「小型小間」を区分する。施設物の高さ規制については「Aゾーン」「Bゾーン」（乗用車部門及び二輪車部門の大型小間）を設定する。

#### 1) 大型小間及び小型小間

	大型小間	小型小間
(1) 乗用車部門	面積 600 m <sup>2</sup> 以上	面積 600 m <sup>2</sup> 未満
(2) 二輪車部門	面積 300 m <sup>2</sup> 以上	面積 300 m <sup>2</sup> 未満

#### 2) ゾーン別構成と高さ制限（P.27、28の展示規程図を参照）

	Aゾーン	Bゾーン
(1) 乗用車部門	出品物及び施設物の高さを4.5m以下とするゾーンで、小間面積の1/3とする。	出品物及び施設物の高さを6.0m以下とするゾーンで、小間面積の2/3とする。

	Aゾーン	Bゾーン
(2) 二輪車部門 (大型小間)	出品物及び施設物の高さを4.5m以下とするゾーンで、小間面積の1/2とする。	出品物及び施設物の高さを6.0m以下とするゾーンで、小間面積の1/2とする。
(3) 二輪車部門 (小型小間)	北ホール中央メイン共通通路側の小間は、出品物及び施設物の高さを4.5m以下すること。また北ホール壁面側の小間は、出品物及び施設物の高さを6.0m以下とする。	

幕張メッセ国際展示場1,6,7,8ホールの消防設備(放水銃)から周囲6.0m以内は、高さ4.0m以下とする。

### 3) 小間内通路

- (1) 「大型小間」は、会期中を通して、別図(P.27、28)の接点部を指定位置とする「小間内通路」を確保すること。小間内通路の面積の一部は事務局が負担し追加で割り当てる。この追加面積は出品料の対象外とする。小間内通路の設定は原則として直線が望ましく(東ホール最東小間及び西ホール最西小間でL字型に設置する場合を除く)小間内通路上には展示物を設置しないこと。
- (2) 小間内通路を床上げする場合は、原則として1/12以下のスロープを設置し、総裁ご高覧用の電気自動車が通行可能な強度を確保すること。但し、やむを得ない場合(展示キットの再利用等)のみ事務局の確認を得て1/8以下のスロープとすることができます。
- (3) 小間内通路の上部に施設がまたがる場合は、床張り面より2.7m以上開けること。

対象部門	小間内通路幅	事務局が一部負担する幅 (出品料対象外)
乗用車部門	6.0m以上	2.0m
二輪車部門	5.5m以上	1.5m

### 4) 小間内避難通路(分離小間間通路より改称)

- (1) 「大型小間」又は「共同出品小間」などにおいて、展示ホールの非常口に直結する小間内避難通路を設定する必要がある場合(事務局より指定)は、この通路の面積を主催者が負担し(出品料の対象外)追加で割り当てる。なお小間内避難通路上には展示物を設置しないこと。
- (2) 避難通路を床上げする場合、高さは10cm以下とし、共通通路との接続部には1/12以下のスロープを設置すること。
- (3) 避難通路が小間内の床と同色の仕上げとなる場合は、通路幅を明示する措置を講ずること。
- (4) 小間内避難通路の上部に施設がまたがる場合は、床張り面より2.7m以上開けること。

### 5) 建ぺい率

「大型小間」におけるあらゆる出品物及び施設物の占める面積(1階フロアにおける来場者の通行不可能な部分)は50%以下とすること。

### 6) セットバック(大型小間)

「大型小間」の出品者が、下記の共通通路に面する小間仕切線に沿ってインフォメーション、展示台を設置する場合は50cm以上セットバックすること。

(1) 乗用車部門	南北方向の共通通路に面する小間仕切り線沿い。
(2) 二輪車部門	東西方向の共通通路に面する小間仕切り線沿い。

## 3. 施設物の制約

施設物は、日本の建築基準法・消防法等に基づいた安全なものであることとし、また施設物並びに出品物の高さ、小間内通路、建ぺい率については、前記の2.展示構成を厳守すること。

### 1) 床

- (1) 一般来場者が通行する床を床上げする場合は、外周部には1/12以下のスロープを設けること。やむを得ない場合(展示キットの再利用等)のみ事務局の確認を得て1/8以下のスロープとすることができます。
  - スロープ部分以外が段差または階段となる場合は、蹴上げ18cm以下、踏面26cm以上とすること。加えて手摺の設置、管理要員の配置など二階層施設に準じた安全対策を講じること。
  - また、床高が2.1mを超える場合は、下記第3条3)項に定める「重層構造の施設」とみなす。
- (2) 床の「仕上げ材料」は来場者の安全上支障がなく、且つ磨耗等による塵芥が生じない材質であること。なお、希望者には共通通路と同材質のカーペットを斡旋する。
- (3) 館内の共通通路カーペットは、事務局で一括施工する。
- (4) 電気配線の保護
  - 来場者の安全上、電気配線等による床面の突出部は、部分床張り等により保護すること。この場合、部分床張りの幅(水平面)は90cmとし、外周部はスロープ(既設床面との段差1cm以下)とすること。

## 2) 柱の利用

小間内の既設の柱を利用する場合は、高さの制限（2.展示構成、2.項を参照）を厳守することともに、排煙窓押ボタンのある場合は操作可能とすること。

## 3) 重層構造の施設

重層構造となる施設は、二階層施設に限り設置できる。設置にあたっては下記事項を厳守し、また来場者の安全にはより一層の配慮をすること。

### (1) 二階層施設の定義

二階層施設とは重層構造となる工作物で、上層は人の利用があり、且つ床高が2.1m以上のものをいう。但し、2.1m以下でも下層を来場者の通行、出品物の展示または控室等、何らかの用途に使用するものは、二階層施設と見なす。

### (2) 二階の床面積

二階の床面積は、付帯する階段及びスロープの面積を含め、500m<sup>2</sup>以下とすること。

### (3) 高さ

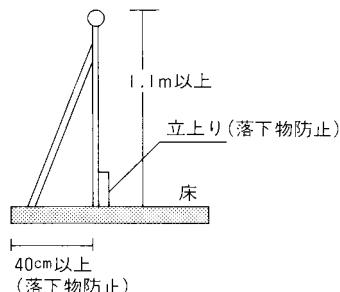
高さの制限（2.展示構成、2.項を参照）を厳守すること。

### (4) 設計及び構造

二階層施設の設計及び施工にあたっては、安全性に十分配慮すること。特に溶接施工は留意すること。また二階の利用目的に応じて下記1)から8)項を厳守し、これ以外については、日本の建築基準法に準じた構造とすること。

項目	一般来場者の利用又は車両展示	商談室、控室等の特定者の利用に限定																		
1) 構造設計	(1) 柱、梁、階段、床等の主要構造部分は鉄筋造とすること。 (2) 構造設計における仮定荷重は自重のほか、下記による積載荷重を加えた外力に対して、安全な構造であること。 (3) 地震に対して安全性を十分配慮した構造とすること。																			
2) 積載荷重 <乗用車部門>	1 N 0.102 kg 次の通りとする。 <table border="1"><tr><td>二階への車両展示</td><td>有り</td><td>無し</td></tr><tr><td>床荷重用</td><td>7200 N/m<sup>2</sup>以上</td><td>3500 N/m<sup>2</sup>以上</td></tr><tr><td>フレーム、基礎用</td><td>5200 N/m<sup>2</sup>以上</td><td>3200 N/m<sup>2</sup>以上</td></tr><tr><td>地震力用</td><td>2600 N/m<sup>2</sup>以上</td><td>2100 N/m<sup>2</sup>以上</td></tr></table> 但し、車の展示状態が明らかに限定されている場合は、その状況に応じて積載荷重を低減することができる。	二階への車両展示	有り	無し	床荷重用	7200 N/m <sup>2</sup> 以上	3500 N/m <sup>2</sup> 以上	フレーム、基礎用	5200 N/m <sup>2</sup> 以上	3200 N/m <sup>2</sup> 以上	地震力用	2600 N/m <sup>2</sup> 以上	2100 N/m <sup>2</sup> 以上	1 N 0.102 kg 次の通りとする。 <table border="1"><tr><td>床荷重用</td><td>2900 N/m<sup>2</sup>以上</td></tr><tr><td>フレーム、基礎用</td><td>2400 N/m<sup>2</sup>以上</td></tr><tr><td>地震力用</td><td>1300 N/m<sup>2</sup>以上</td></tr></table>	床荷重用	2900 N/m <sup>2</sup> 以上	フレーム、基礎用	2400 N/m <sup>2</sup> 以上	地震力用	1300 N/m <sup>2</sup> 以上
二階への車両展示	有り	無し																		
床荷重用	7200 N/m <sup>2</sup> 以上	3500 N/m <sup>2</sup> 以上																		
フレーム、基礎用	5200 N/m <sup>2</sup> 以上	3200 N/m <sup>2</sup> 以上																		
地震力用	2600 N/m <sup>2</sup> 以上	2100 N/m <sup>2</sup> 以上																		
床荷重用	2900 N/m <sup>2</sup> 以上																			
フレーム、基礎用	2400 N/m <sup>2</sup> 以上																			
地震力用	1300 N/m <sup>2</sup> 以上																			
<二輪車部門>	次の通りとする。 <table border="1"><tr><td>床荷重用</td><td>3500 N/m<sup>2</sup>以上</td></tr><tr><td>フレーム、基礎用</td><td>3200 N/m<sup>2</sup>以上</td></tr><tr><td>地震力</td><td>2100 N/m<sup>2</sup>以上</td></tr></table>	床荷重用	3500 N/m <sup>2</sup> 以上	フレーム、基礎用	3200 N/m <sup>2</sup> 以上	地震力	2100 N/m <sup>2</sup> 以上	次の通りとする。 <table border="1"><tr><td>床荷重用</td><td>2900 N/m<sup>2</sup>以上</td></tr><tr><td>フレーム、基礎用</td><td>2400 N/m<sup>2</sup>以上</td></tr><tr><td>地震力</td><td>1300 N/m<sup>2</sup>以上</td></tr></table>	床荷重用	2900 N/m <sup>2</sup> 以上	フレーム、基礎用	2400 N/m <sup>2</sup> 以上	地震力	1300 N/m <sup>2</sup> 以上						
床荷重用	3500 N/m <sup>2</sup> 以上																			
フレーム、基礎用	3200 N/m <sup>2</sup> 以上																			
地震力	2100 N/m <sup>2</sup> 以上																			
床荷重用	2900 N/m <sup>2</sup> 以上																			
フレーム、基礎用	2400 N/m <sup>2</sup> 以上																			
地震力	1300 N/m <sup>2</sup> 以上																			
3) 柱及び基礎の設計	(1) 展示ホール床面の構造及び許容荷重（全部門に共通する規程第2章3条2項「重量物の展示」参照）により、二階を支える柱は、各々の柱軸力に応じて、原則として下記の条件にあった位置に配置し、床面のコンクリート部分にホールインアンカーにて緊結する。 (2) 柱の軸力が49kN以下及び98kN以下の場合、床面上(PC板)に配置可能とするが、1枚のPC板に2本以上の柱が配置される場合は、その合計の軸力を対象とする。軸力が98kNを超える場合、最大245kN以下として、柱脚のベースプレートがピット梁を跨ぐ位置に配置する。 (3) 脚部に設けるベースプレートの材料、大きさ及び厚さは、床面に充分力が伝達できる構造として適切なものであって、床面の許容荷重に対して荷重の分散をはかるため、次の要件によるものとする。 <table border="1"><tr><td>軸力</td><td>ベースプレート</td></tr><tr><td>49 kN以下</td><td>大きさは45cm角以上、厚さ12mm以上の鋼板</td></tr><tr><td>98 kN以下</td><td>大きさはピット平行方向に2m以上の長さを確保。幅及び厚さは力の伝達に適切な幅とする。</td></tr><tr><td>98 kNを超える場合</td><td>ピットを完全に跨ぎ、且つその長さに応じて力の伝達に適切な幅とする。 厚さはピット蓋への影響を考慮して22mm以上の鋼板とする。</td></tr></table>	軸力	ベースプレート	49 kN以下	大きさは45cm角以上、厚さ12mm以上の鋼板	98 kN以下	大きさはピット平行方向に2m以上の長さを確保。幅及び厚さは力の伝達に適切な幅とする。	98 kNを超える場合	ピットを完全に跨ぎ、且つその長さに応じて力の伝達に適切な幅とする。 厚さはピット蓋への影響を考慮して22mm以上の鋼板とする。											
軸力	ベースプレート																			
49 kN以下	大きさは45cm角以上、厚さ12mm以上の鋼板																			
98 kN以下	大きさはピット平行方向に2m以上の長さを確保。幅及び厚さは力の伝達に適切な幅とする。																			
98 kNを超える場合	ピットを完全に跨ぎ、且つその長さに応じて力の伝達に適切な幅とする。 厚さはピット蓋への影響を考慮して22mm以上の鋼板とする。																			

項目	一般来場者の利用又は車両展示	商談室、控室等の特定者の利用に限定
3 ) 柱及び基礎の設計	( 4 ) 但し、材料、工法、補助方法等について、事前に日本コンベンションセンターと協議を行ったものについては、この限りではない。	
4 ) 階段	( 1 ) 二方向への有効な避難階段を設け、一階部分には共通通路に面した避難動線用の十分なスペースを小間内に設けること。 ( 2 ) 階段の構造は、幅 2.4 m 以上、蹴上げ 18 cm 以下、踏面 26 cm 以上とすること。 ( 3 ) スロープとする場合は、勾配は 1 / 12 以下とし、床面は粗面仕上げとすること。但し、やむを得ない場合には事務局の確認を得て 1 / 8 以下のスロープとすることができます。 ( 4 ) 階段の両側に壁のない場合は手摺を設けること。	( 1 ) 二階の床面積が 100 m <sup>2</sup> 以上となる場合は二方向への有効な避難階段を設けること。 ( 2 ) 階段の構造は、幅 90 cm 以上、蹴上げ 18 cm 以下、踏面 26 cm 以上とすること。 ( 3 ) スロープとする場合は、勾配は 1 / 12 以下とし、床面は粗面仕上げとすること。但しやむを得ない場合には事務局の確認を得て 1 / 8 以下のスロープとすることができます。 ( 4 ) 階段の両側に壁のない場合は手摺を設けること。
5 ) 一階外周部	一階は密閉せず、外周総壁面積の 50 % 以上は開放した設計とすること。	
6 ) 二階天井	二階には、ルーバー、ネット等透水性のある工法以外の天井張りは設置を禁止する。	
7 ) 内装制限	一、二階の内装材は下地、仕上げ共に建築基準法で定める準不燃材または不燃材であること。	
8 ) 二階手摺	二階の開放部分には高さ 1.1 m 以上の堅固な手摺を設けること。また転倒及び落下防止のため手摺の外側に 40 cm 以上の床突き出しを設けること。( 下図参照 )	二階の開放部には高さ 1.1 m 以上の堅固な手摺を設けること。



#### ( 5 ) 二階への人数制限

二階の利用は、出品者が適正な人数に規制管理すること。特に二階を一般来場者に開放する場合は、利用人数を通行可能な二階床面積 1 m<sup>2</sup>あたり 1.5 人以下に制限すると共に、混雑対策、避難誘導用の係員を配置すること。

#### ( 6 ) 消防用設備等

二階層施設には、次による消火設備及び自動火災報知設備を設置すること。

二階には消火器を設置すること。消火器の能力単位は、二階部分の床面積が 50 m<sup>2</sup> 未満は 1 単位とし、50 m<sup>2</sup> 以上については、二階部分の床面積を 50 で除して得た数値以上の能力単位とする。

二階の床面積が 200 m<sup>2</sup> を超える場合、又は 2 階を一般来場者の利用に供する場合は、一階部分に歩行距離 20 m 以内に 1 個パッケージ型消火設備を設置すること。また一階部分に設置する感知器は総合管理センターと直結した自動火災報知設備となるよう事務局にて一括施工する。この場合の費用は出品者の負担とする。

感知器は、一階の天井に天井面 150 m<sup>2</sup> につき 1 箇所以上設置すること。但し 60 cm 以上の下がり壁等で仕切られた場合は、その空間毎に 1 箇所以上設置すること。

#### ( 7 ) 届出等

二階層施設を設置する場合は、事前に事務局と協議の上、下記書類を平成 15 年 9 月 12 日（金）までに事務局へ提出すること。

- ・ 小間設計図届出書（配置図、平面図、立面図）
- ・ 二階建て施設設計図届出書、構造計算書（二階を一般的の利用に使用の場合）
- ・ 消防用設備等設置図（感知器、自動火災報知器、消火器、パッケージ型消火器等）

二階の床面積が 100 m<sup>2</sup> 以上の時は、当該部分における防火責任者の業務を補助させるため、防火管理者（有資格者）を配置すること。

客席が 200 m<sup>2</sup> を超える場合は、「建築基準法第 12 条 3 項に基づく報告書」を千葉市役所建築指導課へ提出すること。

#### 4 ) 平屋建物の天井張り等の制限

あらゆる施設物にルーバー、ネット等透水性のある工法以外の天井張り、屋根等を設けることは、原則として禁止する。天井又は屋根等による遮光、遮音、断熱又は防塵等の措置を講じなければ展示物品の持つ機能が生かされず、また低下するなど展示目的が果たされない場合は、天井面に使われる素材は防炎処理を施された暗幕またはこれと同等の製品によるものとする。但し、 $100\text{ m}^2$ 以上となる遮音効果等のため密閉空間を要する施設の場合は下記を条件とする。

- ( 1 ) 自動火災報知設備の煙感知器は、天井面  $150\text{ m}^2$ につき 1 箇所以上設置すること。但し  $60\text{ m}^2$ 以上の下がり壁等で仕切られた場合は、その空間毎に 1 箇所以上設置すること。
- ( 2 ) 床面積が  $100\text{ m}^2$ 以上となる場合は、二方向以上の避難通路を確保すること。
- ( 3 ) 客席が  $200\text{ m}^2$ 以上となる場合は、「建築基準法第 12 条 3 項に基づく報告書」を千葉市役所建築指導課へ提出すること。

#### 5 ) 吊り下げサインフラッグ(乗用車部門、二輪車部門)

事務局は出品者案内サインとして小間上部空間に下記の吊下げサインフラッグを事務局の共通費用で設置する。

##### ( 1 ) 形態及び吊下げ枚数

小間種別	小間面積	サイズ	吊下げ枚数
大型小間	$2000\text{ m}^2$ 以上(乗用車)	縦 $6.5\text{ m} \times$ 横 $4.5\text{ m}$	2
	$600 \sim 1999\text{ m}^2$ (乗用車) $300\text{ m}^2$ 以上(二輪車)	縦 $6.5\text{ m} \times$ 横 $4.5\text{ m}$	1
小型小間	$600\text{ m}^2$ 未満(乗用車) $300\text{ m}^2$ 未満(二輪車)	縦 $6.0\text{ m} \times$ 横 $4.0\text{ m}$	1

但し、ブランド別掲出を希望する出品者は、出品者の費用負担により上記枚数の他 1 枚に限り追加することができる。この場合の負担金は別途規定とする。

##### ( 2 ) 表示のレイアウト

出品者指定の社名及びブランド名ロゴ・マークを統一レイアウトで使用する。( 詳細は別途規定 )

出品者は「吊下げサインフラッグ指定ロゴ届出書」( 所定の様式 ) を事務局に提出すること。

##### ( 3 ) 吊下げ位置

別途指定の位置とする。

### 4 . 音響設備の運用

音響設備の使用にあたっては、騒音を抑制し快適なショーエンvironmentを実現するため、過度の音量を発しないよう、規程に従い出品者相互に自主管理し、隣接出品者に迷惑を掛けないこと。

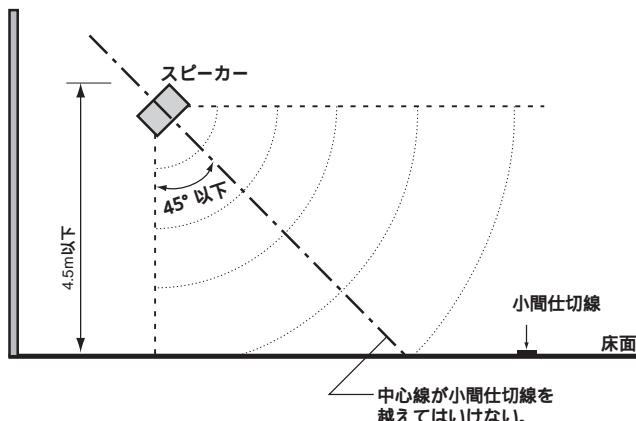
技術説明及び映写等の音量によるホール内全体の騒音対策として、小間内で使用する音響設備の運用については下記の通り制限する。

#### 1 ) スピーカーの取付位置

( 1 ) 取付位置の高さは  $4.5\text{ m}$ 以下とすること。

( 2 ) 取付角度はスピーカーの中心軸が垂直下向きから  $45^\circ$ 以内とし、且つ自社の小間仕切線を越えないこと。

( 3 ) 二階建施設で二階の利用者を対象としたスピーカーの取付角度は垂直下向きとすること。



## 2) 音量の制限

- (1) 音量は共通々路に面する小間仕切線上で最高 77 dB (A) 以下とすること。
- (2) 音響設備を使った演出については出品者相互で隣接社との時間調整を行うこと。
- (3) プレスブリーフィング実施中は同一ホール内での音出しを全面禁止とし、例外的にブリーフィング実施社のみが、音出し可能とする。

## 3) 音量測定

事務局では、下記により巡回測定を実施する。

- (1) 規程に従い、小間仕切線上の最も音源に近いと思われる位置で測定する。
- (2) 測定は人間の聴覚を基準とし、原則として高さ 1.5 m の位置で測定する。また、音源の特定をするため、必要に応じレーザーpointerを使用する。
- (3) 測定器はJIS C1503またはC1502に準拠する騒音計を使用し、ピークでの測定値を基準とする。

## 4) 音量規程違反出品者への対応

音量測定により音量超過が認められた出品者に対しては、下記改善勧告を行う。出品者はこれに従わなければならない。改善されない出品者に対しては下記の罰則を適用する。

なお、音量制限内であっても来場者を驚かすような不快な音により、他の出品者から苦情があった場合も同様の扱いとする。

- (1) 事務局より文書にて改善勧告を行う。
- (2) 上記の改善勧告の回数により下記期間、全ての拡声装置の使用中止を命じる。

出品者はこれに従わなければならない。

改善勧告が通産で 3 回目となった場合：翌開催日の午前中

上記 の処分が 3 回目となった場合：翌開催日から会期終了までの全時間

## 5) 運用責任者の常駐

音の運用責任者は小間内に常駐し、規程に従い音響設備が運用されるよう常時管理すること。

### ワイヤレスマイクの使用

会場内でマイクを使用する場合は、有線式マイクロфонとして下さい。

但し、展示演出上やむをえずワイヤレスマイクロfonを使用する場合は、「ワイヤレスマイク使用届」により使用する周波数を事務局へ届け出してください。但し、利用状況によっては、出品者間に限らず、幕張メッセ会場周辺の一般通信機器と混信する恐れがあることを前提に、出品者の責任で使用して下さい。

混信があっても事務局では一切責任を負えません。

( A型ワイヤレスマイクについては、特定ラジオマイク利用者連盟により、周波数の事前調整が実施されています。)

## 5. 小間設計図の提出

展示規程の解釈の相違等による規程違反、または展示演出、音響設備の設置等に伴う保安上及び隣接社への迷惑等で問題が生じないよう、出品者は社内決定前の企画・設計が変更可能な段階で、下記資料各 2 部を事務局に提出し、その承認を得ること。但し、最終提出期限は平成 15 年 9 月 12 日（金）とする。

なお、承認された資料が変更された場合、速やかに資料を再提出し、改めて承認を得ること。

提出する資料は次のとおり。

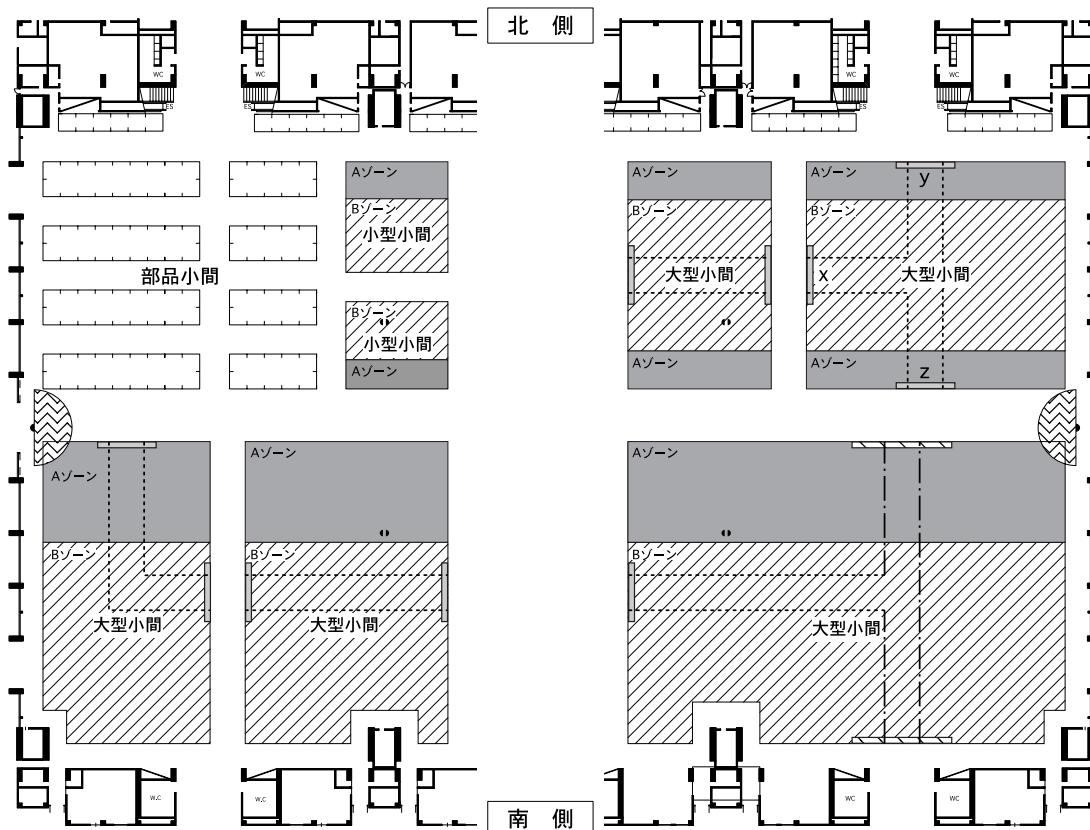
### 1) 「小間設計図届出書」

出品物、施設物の配置図及び施設物の平面図、立面図で縮尺・寸法の明確なもの。

## 6. 規程図

### 乗用車部門

※詳細な展示規程図は小間割決定後、展示ホール別に別途送付する。



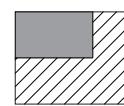
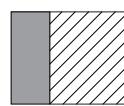
#### 施設物の高さ制限

##### Aゾーン



小間面積の1/3  
高さ：4.5m以下

西ホールの西壁面側、東ホールの東壁面側の  
いずれかに配置された小間は、下図のような  
ゾーン構成となることがある。



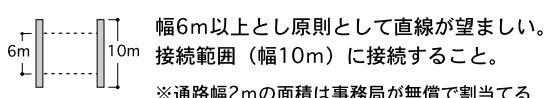
##### 放水銃の規制エリア



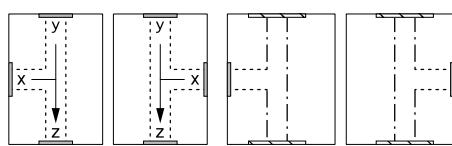
高さ：4.0m以下

#### 小間内通路の設置

##### 小間内通路（大型小間【小間面積600m<sup>2</sup>以上】に適用）



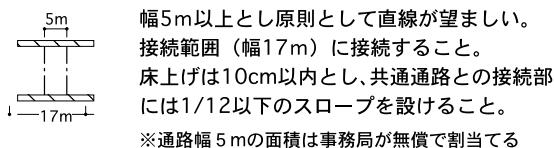
西ホールの西壁面側、東ホールの東壁面側の  
いずれかに配置された小間は、下図のような  
通路設定となることがある。



(x→z)または(y→z)  
を選択。

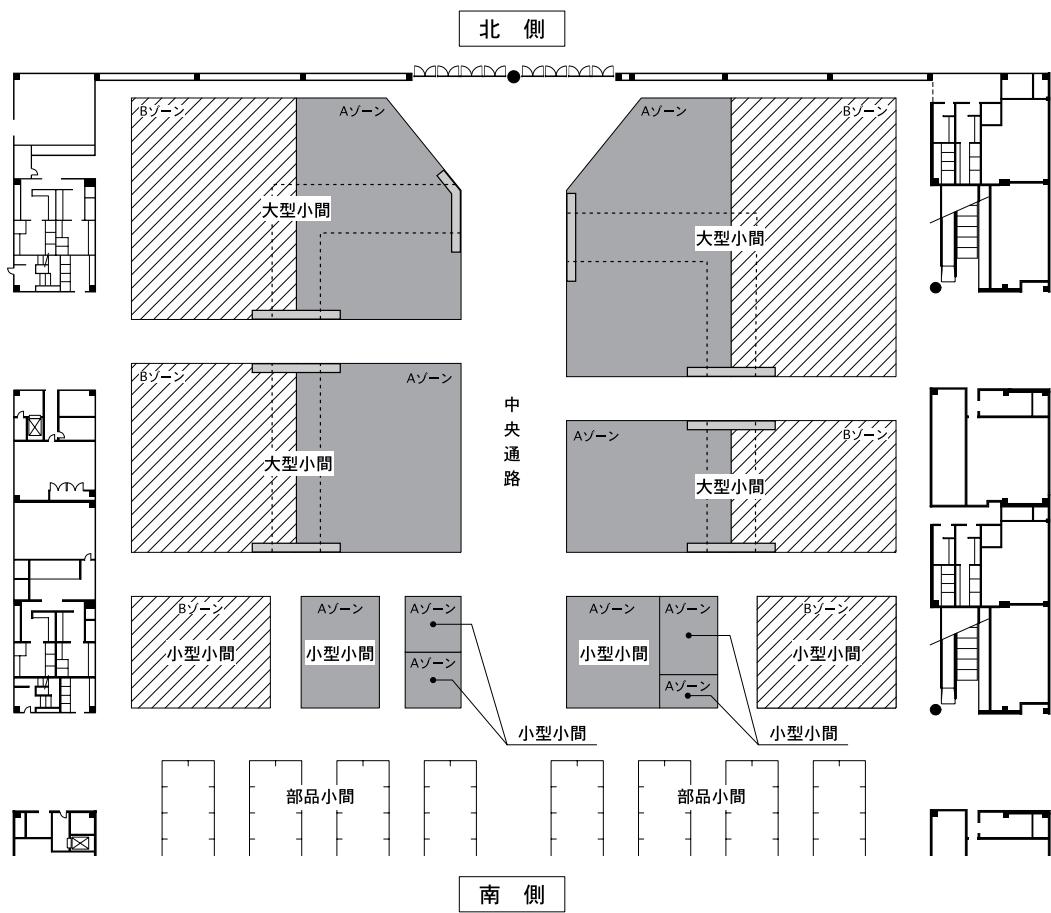
小間内通路と小間内避難通路  
を接続。この場合は小間内避  
難通路幅も6mとする。

##### 小間内避難通路（小間が搬入出口（非常口）を塞ぐ場合に適用）



## 二輪車部門

※詳細な展示規程図は小間割決定後、展示ホール別に別途送付する。



### 施設物の高さ制限

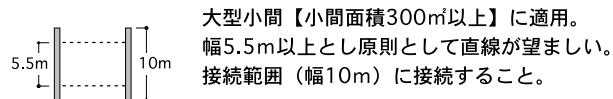
#### Aゾーン

大型小間は小間面積の1/2、  
小型小間は中央通路側の小間に適用。  
高さ：4.5m以下

#### Bゾーン

大型小間は小間面積の1/2、  
小型小間は壁面側の小間に適用。  
高さ：6.0m以下

### 小間内通路の設置



大型小間【小間面積300m<sup>2</sup>以上】に適用。  
幅5.5m以上とし原則として直線が望ましい。  
接続範囲（幅10m）に接続すること。

※通路幅1.5mの面積は事務局が無償で割当てる

# V 部品・機械器具・関連商品部門に関する規程

## 1. 出品と出品物の条件

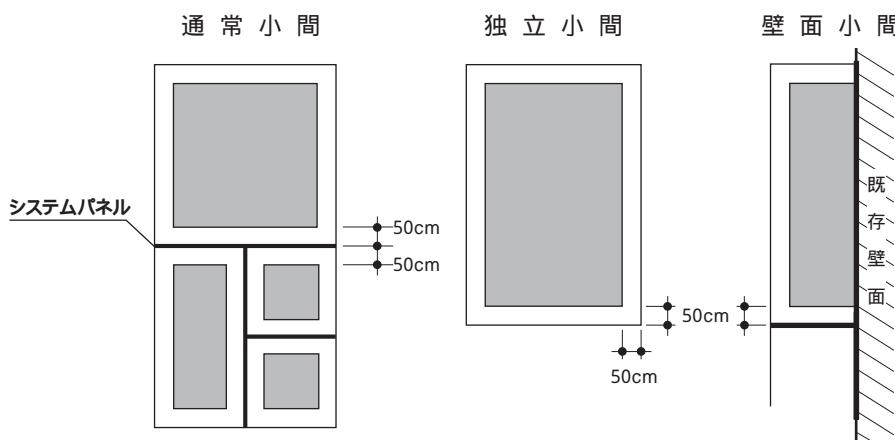
- 1) 出品物は、乗用車及び二輪車の部品、用品、素材及び機械器具で、P.5「出品物分類表」に適合した製品であること。
- 2) 出品物は、出品者自身が製造した製品以外は、出品することを禁止する。(参考出品を除く)
- 3) 乗用車または二輪車を使って展示する場合は、下記の条件を厳守すること。
  - (1) 乗用車・二輪車(1/1スケールモデル、カットシャシ、カットボディ等を含む)を使用できるのは、製品をより分かりやすく展示するための手段とする場合のみとし、来場者の誘致等を目的として使用することを禁止する。
  - (2) 使用する乗用車・二輪車の当該車種に関する宣伝をすることを禁止する。
- 4) 出品物は原則として日本の国内法に照らし、これに触れる場合は出品することを禁止する。ただし、参考出品物は除く。
- 5) 出品物の販売契約は自由だが即売することは厳禁する。また、売約済の表示をしたり、購入者の名前、販売数量等を表示するも禁止する。

## 2. 小間の基本構造

- 1) 事務局が施設する基礎小間は、「システムパネル」構造とし、小間の大きさは間口2.97m×奥行2.97m×高さ2.7mとする。(詳細はP.32「部品基礎小間図」参照)
- 2) 同一出品者が2小間以上連続して使用する場合の小間仕切及び角小間の側壁は設けない。(政府出品、共同出品も同一出品者とみなす)
- 3) 基礎小間には、統一したデザイン・書体の小間番号表示板を掲示する。(P.32参照)
- 4) 出品者は、事務局の承認なしに基礎小間の移動、または構造の変更をすることを禁止する。
- 5) 基礎小間はリース品のため、モーターショー終了時には原状回復し、残置すること。損傷または紛失した場合の損料は出品者の負担とする。

## 3. 施設物の制限

- 1) あらゆる出品物及び施設物は、基礎小間の外に突出することを禁止する。但し、以下の条件を満たす場合を除く。
  - (1) 基礎小間取付用付属部品を使用して、基礎小間上端に照明器具及びスピーカーを直接取り付ける場合。
  - (2) 小間仕切線(壁面小間の壁面に沿った面を除く)より50cm以上セットバックした範囲(内側)に高さ3.6m以下の施設物を設置する場合。(下図参照)



□ 出品物および施設物の高さ2.7m以下。

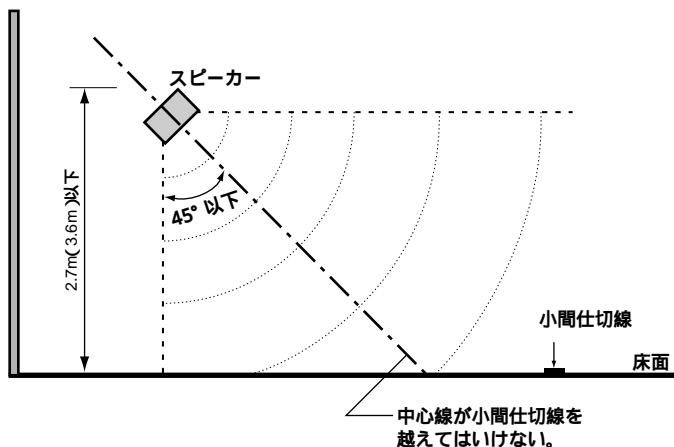
■ 出品物および施設物の高さ3.6m以下。

- 2 ) 基礎小間(システムパネル)へ直接施設物を取り付ける場合は、カッティングシートの貼付等で原状回復が可能なものに限る。  
基礎小間を損傷する釘、鉄、穴開け、切断等は禁止する。
- 3 ) 平屋建物の天井張り等の制限  
あらゆる施設物にルーバー、ネット等透水性のある工法以外の天井張り、屋根等を設けることは、原則として禁止する。  
天井又は屋根等による遮光、遮音、断熱又は防塵等の措置を講じなければ展示物品の持つ機能が生かされず、又、低下するなど展示目的が果たされない場合は、防炎処理を施された暗幕又はこれと同等の製品によるものとする。  
但し、遮音効果等のため密閉空間を要する施設の場合は下記を条件とする。  
( 1 ) 自動火災報知設備の煙感知器は、天井面  $150\text{ m}^2$  につき 1 箇所以上設置すること。但し  $60\text{ cm}$  以上の下があり壁等で仕切られた場合は、その空間毎に 1 箇所以上設置すること。  
( 2 ) 床面積が  $100\text{ m}^2$  以上となる場合は、二方向以上の避難通路を確保すること。
- 4 ) 重層構造となる施設物の禁止  
小間に内に重層構造となる施設物の設置は禁止する。
- 5 ) 照明  
出品物に対する照明は自由とするが、来場者の危険防止には充分留意すること。
- 6 ) 既設建物の利用  
既設の建物より、出品物、装飾施設物等を吊下げ、またはこれらにもたせかけることを禁止する。
- 7 ) 柱の利用  
ホールの柱に面する出品者(別途指定)が柱を利用する場合は、高さ  $2.7\text{ m}$  以内とし、柱に排煙用ハンドルが設置されている場合は展示品、装飾品等で隠蔽したり操作の支障とならぬよう施工すること。
- 8 ) 館内の共通通路カーペット  
事務局にて一括施工とする。

#### 4 . 音響設備の運用

音響設備の使用にあたっては、騒音を抑制し、快適なショー環境を実現するため、過度の音量を発しないよう、規程に従い出品者相互に自主管理し、隣接出品者に迷惑を掛けないこと。  
技術説明及び映写等の音量によるホール内全体の騒音対策として、小間内で使用する音響設備の運用については下記のとおり制限する。

- 1 ) スピーカーの取付位置  
( 1 ) スピーカーの取付位置の高さは「3 . 施設物の制限」1 ) 項の範囲内とする。  
( 2 ) 取付角度はスピーカーの中心軸が垂直下向きから  $45^\circ$  以内とし、且つ自社の小間仕切線を越えないように設置こと。



## 2 ) 音量の制限

- ( 1 ) 音量は共通々路中央で最高 77 dB ( A ) 以下とすること。
- ( 2 ) 音響設備を使った演出については、出品者相互で隣接社との時間調整を行うこと。
- ( 3 ) 音響装置等の実演で音量制限を超える場合は、音が外部に漏れることのないよう、リスニングルーム又は車内等の密閉された空間のみで使用すること。
- ( 4 ) プレスブリーフィング実施中は同一ホール内での音出しを全面禁止とし、例外的にブリーフィング実施社のみが、音出し可能とする。

## 3 ) 音量測定

事務局では、下記により巡回測定を実施する。

- ( 1 ) 規程に従い、共通々路中央の最も音源に近いと思われる位置で測定する。
- ( 2 ) 測定は人間の聴覚を基準とし、原則として高さ 1.5 m の位置で測定する。また、音源の特定をするため、必要に応じレーザーpointerを使用する。
- ( 3 ) 測定器は JIS C1503 または C1502 に準拠する騒音計を使用し、ピークでの測定値を基準とする。

## 4 ) 音量規程違反出品者への対応

音量測定により音量超過が認められた出品者に対しては、下記改善勧告を行う。出品者はこれに従わなければならない。改善されない出品者に対しては下記の罰則を適用する。

なお、音量制限内であっても来場者を驚かすような不快な音により、2社以上から苦情があった場合も同様の扱いとする。

( 1 ) 事務局より文書にて改善勧告を行う。

( 2 ) 上記の改善勧告の回数により下記期間、全ての拡声装置の使用中止を命じる。出品者はこれに従わなければならない。

改善勧告が通産で 3 回目となった場合：翌開催日の午前中

上記 の処分が 3 回目となった場合：翌開催日から会期終了までの全時間

## 5 ) 運用責任者の常駐

音の運用責任者は小間に常駐し、規程に従い音響設備が運用されるよう常時管理すること。

### ワイヤレスマイクの使用

会場内でマイクを使用する場合は、有線式マイクロfonとして下さい。

但し、展示演出上やむをえずワイヤレスマイクロfonを使用する場合は、所定の「ワイヤレスマイク使用届」により使用する周波数を事務局へ届け出してください。但し、利用状況によっては、出品者間に限らず、幕張メッセ会場周辺の一般通信機器と混信する恐れがあることを前提に、出品者の責任で使用して下さい。

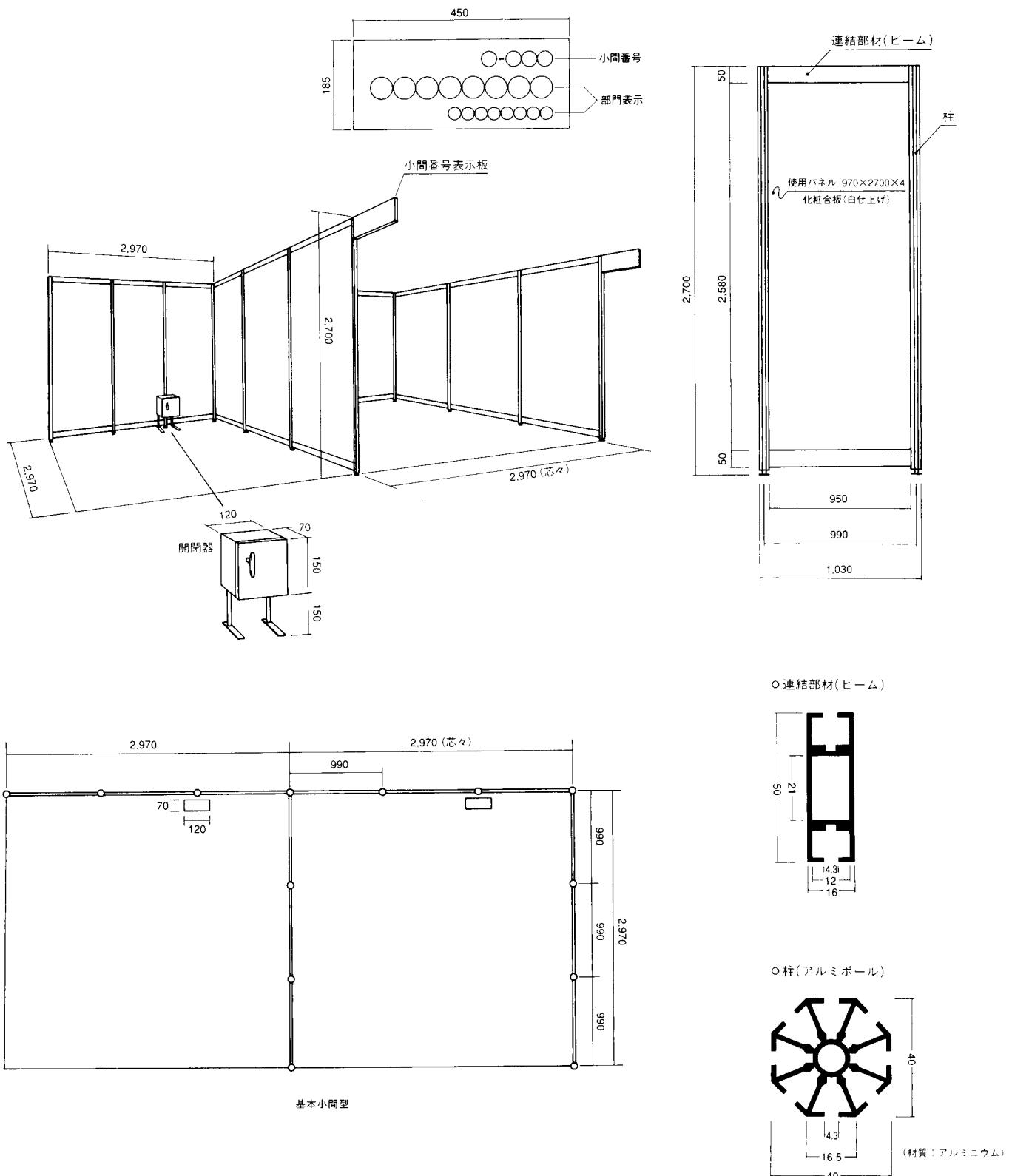
混信があっても事務局では一切責任を負えません。

( A型ワイヤレスマイクについては、特定ラジオマイク利用者連盟により、周波数の事前調整が実施されています。)

## 5 . 来場者の安全と出品物の保護及び維持管理

出品物及び施設物は、来場者の安全に十分留意した展示構成とすること。また、盗難・破損等の事故を防止するため出品者は係員を常駐させ、閉場後は貴重品等には施錠、保険付加をするなど必要な防護措置を講ずること。

## 6. 部品部門 基礎小間図 (システムパネル)



単位: mm